金融取引に係る消費税の取扱いについて

篠 原 克 岳

祝 務 大 字 校 研 究 部 教 授

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解 であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所 等の公式見解を示すものではありません。

要約

1 研究の目的

消費税法は金融取引について、「消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくい」という理由で、手数料等を除き課税していない。具体的には、配当金や保険金はそもそも課税対象たる「資産の譲渡等」(消法 2 条 1 項 8 号)の対価に該当せず(「不課税」)、また、有価証券譲渡や利子・保険料の支払は別表第一 2 号及び 3 号において「非課税」とされている。

こうした取扱いに対しては、①税のカスケード(累積)が発生する、②金融機関において自家調達バイアスが生じる、といった批判があり、何らかのかたちで金融機関の生産する付加価値を消費税の課税ベースに取り込むべきとの主張が従前より存在する。

一方、近年、デリバティブの発展・証券化の普及等、金融取引は著しい高度化を遂げているが、その消費税法上の取扱いは消費税導入時より基本的に変わっていない。

そこで、金融取引にかかる消費税の取扱いについて、改めて制度・法適用 の両面から検討を行う。

2 研究の概要

- (1) 金融サービスに対する付加価値課税の在り方
 - イ 資金仲介における付加価値(FISIM)

銀行が 5%で 1000 の預金を受け入れ 10%で貸し出したとき、銀行が提供した金融仲介サービスは $1000 \times (10-5)$ %=50 と算出される。では、この 50 を預金者・借り手のそれぞれにどのように配分するか。

SNA(国民経済計算)においては、「参照利子率」が導入される。例えばこれを 7%とすると、預金者のサービス購入が 20、借り手が 30、と按分される。「預金者は本来 70 の利子を受取るべきところ 20 のサービス購入を控除した 50 を利子として受取り、借り手は本来 70 の利子を

支払うべきところ 30 のサービス購入を加えた 100 を利子として支払った」、と考えるのである。

こうした考え方に従って付加価値税を課すならば、銀行は預金者への 利子支払いに際して 2、借り手からの利子受取りに際して 3を付加価値 税として徴収すべきことになる(税率を 10%とする)。しかし、「参照利 子率」を如何に設定すべきか、統計上はともかく、税務執行上は容易で はない。

ロ 保険における付加価値

例えば、保険料が 1000、保険金が 700 万、保険事故発生確率が 1 万分の 1 の保険契約において、保険会社が生産するサービスは、保険料 1000-受取保険金の期待値 700=300 と計算される。この取引に付加価値税を課すならば、保険会社は保険料の受領に際し 30 を付加価値税として徴収すべきことになる。しかし、保険会社の内部情報である事故発生確率の見積もりを税務執行に用いることは容易でない。

ハ 他の金融取引における付加価値

証券会社の主要業務は、①自己売買、②委託売買、③引受け、④募集に大別される。②~④の手数料は付加価値を構成する。①は基本的に付加価値を構成しないが、対顧客取引(店頭取引)では取引価格に仲介サービスの対価が内包されてしまう(これを分離して課税することは困難である)。

デリバティブ取引はポジションの交換であり、取引そのものは付加価値を構成しないが、取引仲介サービスは付加価値を構成する。

証券化においてはアレンジャーが資金仲介サービスを生産し、アレンジメント・フィーがその対価である。

その他、助言、代理等、金融商品取引業務は多岐にわたるが、それらの手数料は役務提供の対価として付加価値を構成すると考えられる。

ニ 代替的課税制度の提案

NZ 等では損害保険につき GST が課されており、理論的にはその他に

も種々の提案がある(銀行取引についての TCA 方式 等)が、そうした制度が真に付加価値に課税する制度となっているのか、執行可能性はあるのか、慎重な検討が必要と考える。

(2) 仕入税額控除(課税売上割合)にかかる問題点

非課税売上を有する事業者は、原則として、仕入税額に「課税売上割合」 (令48条)を乗じて税額控除の金額を求めることとなっている(法30条; 個別売上方式ないし一括比例方式)。

- イ 一般企業において預金利子を非課税売上とすることの問題点
 - 一般企業において預金利子は非課税売上(別表第一 2 号)となるが、 そもそも一般企業は金融サービスを購入しているのであるから(前記 FISIM 参照)、これを売上にカウントすることは理論的に誤りであり、 「課税売上割合」の計算において分母から除外すべきと考える。
- ロ 金融機関において貸付金利子を非課税売上とすることの問題点 金融機関における貸付金の受取利子は非課税売上(別表第一3号)で あるが、受取利子は生産する付加価値より大きい(前記 FISIM 参照) から、その分課税売上割合が低下し仕入税額控除が減少する。

例えば、短資会社はコール市場においてディーリング (利ザヤ: 非課税) とブローキング (手数料: 課税) をともに行っているところ、受取利子≫手数料であるために課税売上割合が過小となる。そこで、実務上、短資会社においては「課税売上割合に準ずる割合」(法 30③) として取引件数割合を用いることが認められている。

ハ 証券化スキームにおける問題点

オリジネータが SPC に金銭債権を譲渡したとき、その全額が分母に 加算されるため、オリジネータにおける課税売上割合が著しく低下する という事態が生じていたが、平成 26 年改正で対応された。(分母算入が 金銭債権の 5%となった。)

ニ 小括

現行法上、「課税売上割合」が仕入税額の控除割合を決するための基準

として用いられているが、必ずしもそれが合理的な基準となるとは限らない。もっとも、これは消費税の非課税制度全般に横たわる問題であり、 それが特に金融取引において顕著に表れるということであろう。

(3) 法適用に関する検討

イ 概観

消費税法は、「消費」「付加価値」といった概念を用いず、「資産の譲渡等」(法2条1項8号)を基礎として体系を構築している。従って、「資産の譲渡等」のない取引(例えば「権利の原始的創設」)は不課税となる。また、法6条1項を受けた別表第一が非課税取引を規定し、2号が有価証券等の譲渡、3号が利子・保険料等を対価とする資産貸付・役務提供の非課税を定めている。

解釈上の留意点として、「資産」概念は金銭債権を含み、所得税法上の概念より広い。また、「利子」概念も所得税における利子所得の対象より広い(金銭の消費寄託に限定されず消費貸借を含む)。

ロ デリバティブ

- ・ 先物は売買予約であり、 差金決済であれば資産の譲渡等が発生せず、 不課税。
- ・オプションは買う/売る権利の原始的創設にあたり、不課税。
- ・スワップは金融指標等の変化率に基づき互いに金銭の支払いを約する 取引であり、実務上「支払手段の譲渡」と解されている。だが「支払 い(行為)」と「支払手段(モノ)の譲渡」は別概念であり、資産の譲 渡等がなく不課税と解する方が素直でないかとも思われる。
- ・保険デリバティブ (クレジット・デリバティブや天候デリバティブ) はイベント発生時に金銭の支払を約する取引であり、原始的権利創設 にあたり、不課税。

ハ 投資商品

複雑な商品が多種多様に販売されているが、発行体の法形式や契約条件をみてあてはめていくことになる。

- ・投資商品の販売:別表一2に該当すれば非課税 多くの場合、非課税に該当すると考えられる。
 - 例)海外政府系機関を発行体とする仕組債は有価証券に該当する。
- ・利子/分配金等:別表一3に該当すれば非課税 母体資産については幅広く規定されているが、「利子」の範囲につい ての定めはなく、微妙な場面もある。
 - 例)オプションの売りを組み込んで高利回り商品を組成する例は多いが、利子(非課税)とオプション対価(不課税)を区分することは困難である。

二 限界事例

・キャップ・ローン契約によるキャップ料(上限金利手数料) その実質は金利オプションの対価(不課税)と考えられるが、実務 は金銭の貸付に伴う利子の一部(非課税)と解している。また、キャッ プ部分のみ第三者と取引する場合は、保険料に類する対価(非課税)

と解している。

二者間の場合にキャップ料を非課税とするのであれば、取引中立性 の観点から、三者間取引も同様に(非課税として)扱うことが望まし いだろう。

ホ 小括

- ・所得税法においては「純資産増加説」が法原理として確立しており、 議論の確固たるバックボーンとして機能しているが、消費税法におい てはそうした法原理が未だ存在せず、法解釈において「かくあるべし」 という先験的な判断が働きにくい。
- ・租税法の基本原則たる「租税法律主義」の要請として、「公平性」と「中立性」が並び挙げられるが、課税売上割合との関係や、金融取引が租税裁定の容易な足の速い取引であることに鑑みて、解釈原理として「公平性」は後退し「中立性」の要請がより強く表れるように思われる。

例) 上記キャップ・ローンにおけるキャップ料

・他税法や会計における取扱いとの整合性をどこまで揃えるべきか、という点について、消費税法は独自の法体系であり、原則としてあくまで消費税法の規定に従うべきであるから、必ずしも他税法・会計と取扱基準が一致するとは限らない。。

へ その他のトピック

マイナス金利

「対価を得て」行う取引といえるのか、という点に疑義が生じうる。

• 仮想通貨

「消費税になじまない」が、非課税とするには非課税規定が必要と思われる。

3 結論

本稿では、金融取引にかかる消費税の取扱いについて、理論と法適用の両面から考察を行った。

理論面に関しては、金融機関が生産する付加価値が取引金額中に内包されているために、前段階税額控除方式の付加価値税が機能しない点を中心に考察した。これは先行研究においても論じられており、代替的な課税方式もいくつか提案されているが、執行上の種々の問題が難点となっている。また、本稿では、証券会社が行う自己売買(トレーディング)業務や、銀行が提供するコミットメント・ラインなどにおいても付加価値が生産されていることを指摘したところ、これらへの消費税の課税はほぼ不可能であろう。

法適用面に関しては、デリバティブ及び多様化した投資商品に関する適用 関係を中心に検討を行った。これらに関しては、「原始的な権利設定」が不課 税取引となること、また、別表第一2号3号(及び施行令9条10条)が幅広 く非課税取引を定めていることから、ほとんどのものが不課税ないし非課税 と解されることになる。また、消費税法の非課税規定における「利子」「保険 料」の概念について若干の解釈論的検討を行ったが、これらについては、消 費税法上の「資産の譲渡」「貸付け」「役務の提供」という文言と、消費税が 実質的に課税対象とする「付加価値」の折り合いをどう付けるのかという点 が悩ましいところである。

目 次

| はし | じめに | <u></u> | 318 |
|----|-----|--|-----|
| 第] | L章 | 金融取引に対する付加価値課税の在り方 | 320 |
| 复 | 育1節 | 5 理論的検討 | 320 |
| | 1 | 前段階税額控除方式による付加価値課税 | 320 |
| | 2 | FISIM | 322 |
| | 3 | 理想的な付加価値課税の在り方 | 324 |
| 复 | 育2節 | 5 金融機関が生産する付加価値の所在 | 327 |
| | 1 | 銀行 | 327 |
| | 2 | 保険 | 330 |
| | 3 | 証券 | 333 |
| | 4 | 新しいタイプの金融取引 | 335 |
| 复 | 育3節 | 5 代替的課税方式の提案 | 337 |
| | 1 | 資金仲介への課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 337 |
| | 2 | 保険取引への課税 | 339 |
| | 3 | 補完的な課税 | 341 |
| 复 | 育4節 | 5 小括 ····· | 342 |
| 第2 | 2章 | 仕入税額控除にかかる問題 | 343 |
| 复 | 育1節 | う 概観 | 343 |
| | 1 | 仕入税額控除の仕組み | 343 |
| | 2 | 課税売上割合 | 344 |
| 复 | 第2節 | 5 一般企業において預金利子を非課税売上げとすることの | |
| | | 問題点 | 345 |
| 复 | 育3節 | 5 金融機関において貸付金利子を非課税売上げとすることの | |
| | | 問題点 | 346 |
| 复 | 64節 | 5 証券化スキームにおける問題点 | 348 |
| 复 | 育5節 | 5 小括 | 350 |

| 第3 | 章 | 法の適用に関する検討35 | 52 |
|----|-----|-----------------------|----|
| 第 | 1 飲 | ī 概観 ······35 | 52 |
| | 1 | 課税要件35 | 52 |
| | 2 | 非課税規定 | 53 |
| 第 | 2 節 | i あてはめ3€ | 30 |
| | 1 | デリバティブ取引36 | 30 |
| | 2 | 投資商品 | 36 |
| 第 | 3節 | i 限界事例 ······37 | 71 |
| | 1 | ローン・コミッション・フィー37 | 71 |
| | 2 | キャップ・ローン契約におけるキャップ料37 | 74 |
| 第 | 4節 | i 小括·······37 | 76 |
| | 1 | 法原理の不在37 | 76 |
| | 2 | 「公平性」と「中立性」37 | 77 |
| | 3 | 他税法・会計における取扱いとの関係37 | 78 |
| 第 | 5 飲 | i その他のトピック ······37 | 79 |
| | 1 | マイナス金利37 | 79 |
| | 2 | 仮想通貨38 | 30 |
| 結論 | | 38 | 33 |

はじめに

1 研究の目的

消費税法は金融取引について、「消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくい⁽¹⁾」という理由で、手数料等を除き課税していない。具体的には、配当金や保険金はそもそも課税対象たる「資産の譲渡等」(資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供:消費税法2条1項8号)の対価に該当せず(「不課税」)、また、有価証券の譲渡や利子・保険料は「資産の譲渡等」にはあたるが、別表第一2号及び3号において「非課税」とされている。

こうした取扱いに対しては、①税のカスケード(累積)が発生する⁽²⁾、② 金融機関において自家調達バイアスが生じる⁽³⁾、といった批判があり、何らかのかたちで金融機関の生産する付加価値を消費税の課税ベースに取り込むべきとの主張が従前より存在する⁽⁴⁾。

一方、近年、デリバティブの発展・証券化の普及等、金融取引は著しい高 度化を遂げているが、その消費税法上の取扱いは消費税導入時より基本的に 変わっていない。

そこで、本稿では、金融取引にかかる消費税の取扱いについて、改めて制度・法適用の両面から検討を行うこととする。

2 本稿の構成

本稿では、まず第1章で、金融取引に対する付加価値課税についての基礎

⁽¹⁾ 税制調査会昭和63年4月28日「税制改革についての中間答申」44頁。

⁽²⁾ いわゆる「隠れた消費税」。西山由美「金融セクターに対する消費課税―非課税と 仕入税額控除の不整合への対応」金子宏他編『租税法と市場』298 頁以下(有斐閣、 2014)参照。

⁽³⁾ 非課税取引に対応する仕入税額は控除できないため、金融機関がある仕事をアウト ソーシングすると、委託先において課された消費税を仕入税額控除することができな くなる。そのため、その仕事を自社内で行った方が当該税額分コストが低下するので、 その方向にバイアスが働く。

⁽⁴⁾ 例えば、金子宏「総論―消費税制度の基本的問題点―」日税研論集 30 号 5-7 頁 (1995)。

的・理論的考察を行う。ここでは先行研究を踏まえつつ、資金仲介・保険に おける理想的な付加価値課税の在り方について述べる。また、金融機関が産 出する付加価値について精査するとともに、代替的な課税方式の提案につき 簡潔なサーベイを行い、なぜそれらが実現困難であるかを論じる。

続いて第2章では、特に仕入れ税額控除にかかる問題を取り上げる。消費 税では非課税売上げに対応する仕入れについては税額控除を認めないが、売 上げと仕入れをどのように対応させるかは厄介な問題であり、消費税の宿痾 とも言える。金融取引は非課税であるがゆえにこの点が如実に表れることを、 具体例を挙げながらみていく。

最後に第3章では、新しいタイプの金融商品を中心に、消費税法の適用関係について確認していく。金融取引に関する非課税規定は別表第一及び施行令により網羅的に定められており、実務上の取扱いは概ね定まっているといえる。そうした中で、「利子」や「保険料」といった基礎的概念を消費税法の観点から考察することを試み、また、コミットメント・ラインやキャップ付きローンなど普及しつつある新しい形態の貸出契約についての検討も行う。

3 補注

なお本稿では、文章の読みやすさを優先し、必ずしも消費税法上の用法に 忠実でない表現を用いる場合がある。

例えば、消費税法の課税対象は「資産の譲渡等」という取引行為として定義されているため(法 4 条)、非課税規定も「有価証券……の譲渡」(別表第 -2 号)など、行為を掲げるかたちで定められている。従って、「有価証券は非課税である」という文章は、あたかも資産(主))が非課税とされているような表現であるため法的には正確でない(「有価証券の譲渡は非課税である」と書くべき)が、論文中でこれを徹底すると却って冗長で分かりにくくなる場合があるため、そのようなときは、論旨に疑義の生じない範囲で簡略化した表現を用いている。

第1章 金融取引に対する付加価値課税の在り方

第1節 理論的検討

消費税導入以来、既に 30 年近くが経過した。この間二度の税率引上げのほか度重なる制度改正を経て消費税は国民生活に定着し、国家財政においても基幹税としての地位を確立している。

ところで、金融取引については消費税導入時から「その性質上消費税になじまない」との理由で(手数料等を除き)非課税とされており、若干の制度調整を加えつつもそのまま今日に至っている。「性質上なじまない」とは如何なる意味であるか、まずこの点につき確認しておきたい。

1 前段階税額控除方式による付加価値課税

知られているように消費税法には一言も「付加価値」の語は用いられていない。しかし、消費税が付加価値税(value added tax)であることは、その仕組みから明らかである。

すなわち、消費税法においては税額算定の仕組みとして前段階税額控除方式が採用されており、経済取引の各段階において、売上金額にかかる税額から仕入れに含まれる税額を控除して納付税額が算出される(消費税法 45条、49条)。この税額は、各生産段階で生産主体が「付加する価値」に税率を乗じたものと等しくなる⁽⁵⁾。また、各生産段階での付加価値税が積算されていくことにより、最終消費段階で消費者が支払う税額も、当該財・サービスの価額=付加価値に税率を乗じたものとなる。このため、消費税は「付加価値

⁽⁵⁾ 付加価値は、生産国民所得の観点からは総売上(総生産)から仕入等(中間投入)を控除した金額(控除法)となり、分配国民所得の観点からは賃金等要素所得の支払額の合計金額(加算法)となる。金子宏「租税法〔第21版〕」691頁(弘文堂、2016)。なお、金子の記述では控除法の控除項目に「土地」が掲げられているが、すぐ後述するように、土地の購入代金は付加価値の計算において控除されない(地代は控除される)。

に対する課税」と位置付けられ、あらゆる財・サービスを「付加価値」を基準に均一に課税することになる。この均一性が個別間接税に比した消費税の著しい特徴であり、その経済中立性が正当化の根拠となり導入の推進力となったのであった。

ところで、この仕組みが成り立つのは、一般に、財・サービスの価額=生産された付加価値の累計、という等式が成立しているからである。逆にいえば、価格に付加価値でない要素が含まれるような取引に関しては、前段階税額控除方式は正常に機能しなくなる。そうした取引類型については、「性質上消費税になじまない」のである⁽⁶⁾。

もっとも分かりやすい例が土地の売買であろう。土地そのものは生産物ではなく、その価額に付加価値は含まれていない。土地取引では新たな価値が生じておらず、土地の所有が移っているだけである⁽⁷⁾。従って、土地取引を消費税の課税対象とすると「付加価値でないもの」を課税してしまうことになるので、消費税法上も非課税とされているわけである(別表第一1号)。

同様に、資金の貸借も付加価値を生じない。元本に関しては資金が移転しているだけであるし、利子はいわゆる貨幣の時間的価値(time-value of money)とリスクプレミアムに分解されるが、いずれも付加価値を生ずるものではない。与信・受信は銀行業の固有業務をなすが(銀行法2条1項1号)、与信・受信活動そのものは付加価値を生じないのである。

勿論これは銀行が付加価値を生産しないことを意味しない。銀行業の本質

⁽⁶⁾ 別表第一に列挙された非課税取引のうち、1号~5号が「消費税になじまない」ものと説明されている(金子・前掲注(5)705頁)。このうち1号~4号は、上述したような取引価額が付加価値を含まない(ないし一部しか含まない)類型の取引と考えられる。5号イ~ハの行政手数料等は、SNA上は付加価値を構成するが(武野・後掲注(9)35頁参照)、その金額が正確に付加価値を反映しているとは考えにくいものである。5号二の外国為替業務等は、国際郵便為替等が国際条約の観点から非課税とされ、同種の取引である外国為替業務等もバランスの観点から非課税とされたものである(大島隆夫=木村剛志『消費税法の考え方・読み方[五訂版]』64頁(税務経理協会、2010))。

⁽⁷⁾ 但し、造成費用は付加価値を構成する。斎藤誠ほか『マクロ経済学』28 頁(有斐閣、2010)。

は与信・受信を「併せ行う」(同号) こと⁽⁸⁾、つまり資金仲介活動であり、これが銀行の付加価値の源泉となっているのである。

2 FISIM

SNA (System of National Account) ⁽⁹⁾においては、金融業の資金仲介活動にかかる付加価値が「FISIM⁽¹⁰⁾」という概念により整理されている。これは具体的設例を用いると分かりやすい(【図表 1 】)。

銀行が 1000 の資金を預金金利 5%で受け入れ、貸出金利 10%で貸し出す場合を考えよう。このとき、銀行は 1000×(10-5)%=50 の利ザヤを得ており、ここから経費・人件費を支払った残額が利益となるから、この利ザヤが銀行が顧客に対して提供した資金仲介サービス (付加価値) である。従って、銀行に消費税を課すには利ザヤを課税標準とし、経費に係る仕入税額を控除すればよい。しかし問題は、この 50 の利ザヤを預金者と借り手のそれぞれにどのように配分すべきかである。

FISIM においては、「参照利子率」が導入される。これは、預金者と借り手が銀行の仲介なしに直接交渉していた場合に成立していたであろう想定利子率を意味している。例えばそれを 7%とすると、利ザヤの全体=50が預金者のサービス購入 $1000\times(7-5)\%=20$ と、借り手のサービス購入 $1000\times(10-7)\%=30$ に按分される。「預金者は本来 70 の利子を受取るべきところ 20 のサービス購入を控除した 50 を利子として受取り、借り手は本来 70 の利子

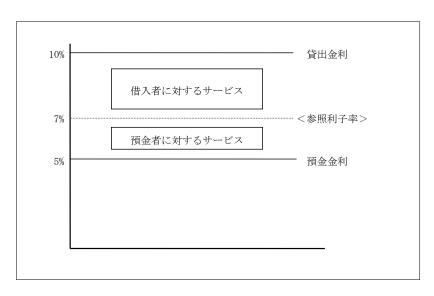
^{(8) 「}与信、受信の両業務を……『併せ行う』ことが銀行業の一つの理念ないし定型をなしている」小山嘉昭『詳解 銀行法』62頁(きんざい、2004)。

⁽⁹⁾ 国際的に合意を得て採択された国民経済計算の包括的ガイドラインの総称で、国際連合がその作業の中心となっている。主要なバージョンは成立時期を付して呼ばれ、53SNA、68SNA、93SNA、2008SNAがある。武野秀樹『GDPとは何か経済統計の見方・考え方』96頁以下(中央経済社、2004)。

なお、「付加価値」の概念を理解するには国民経済計算を学ぶ必要があるが、入門的な書物が少ない。おそらく、産業連関表の仕組みから理解することが近道であり、入手しやすいものとしては、斎藤ほか・前掲注(7)の第 I 部が分かりやすい。

⁽¹⁰⁾ Financial Intermediation Services Indirectly Measured:間接的に測定される金融仲介サービス。

を支払うべきところ 30 のサービス購入を加えた 100 を利子として支払った」 と考えるのである。



【図表1】FISIM の考え方

FISIM の考え方自体は租税法の先行研究(11)においても既に紹介されており、広く知られているところであろう。聞けばなるほどと直ちに納得いく考え方であるが、実は、経済統計の世界でもこうした考え方が定着したのは比較的最近のことである(12)。SNAでは93SNAからであり、我が国のGDP統計にFISIMが導入されたのは遅れて2011年(平成23年;平成17年基準改定から)のことであった。近年に至るまで、金融業が生産する付加価値をどう捉えるべきか、経済学的にも定見がなかったのである。そうした背景に鑑

⁽¹¹⁾ 中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』23頁(有斐閣、1999)など。

⁽¹²⁾ かつては「金融機関が独自の生産活動をすることは考えられない」とされていた とのことである。また、68SNAでは FISIM は「帰属利子」という仮設部門を用いて 全額中間投入する処理がなされていた(そのため GDP に反映されない)。武野・前 掲注(9)20-29 頁。

みれば、1954年のフランス付加価値税に源を有し1988年(平成元年)に導入された我が国の消費税において、資金仲介等の金融取引が非課税とされたのも、むべからぬところである⁽¹³⁾。

3 理想的な付加価値課税の在り方

前記 FISIM の考え方を踏まえ、単純化したモデルの下で金融取引に対する理想的な付加価値課税の在り方を考察しよう。考察の対象は資金仲介及び保険である。金融機関が提供するサービスには広範なものがあるが(次節参照)、振込手数料や証券売買委託手数料のように「手数料」としてサービスの価額が明示されているものは問題なく付加価値税の対象とすることができる。しかし、資金仲介及び保険においては、サービスが利子や保険料といった「付加価値でないもの」に内包されているため、「消費税になじまない」ことが理解される。

イ 資金仲介

資金仲介に関しては、FISIM 同様に参照利子率を導入することによって、付加価値課税は以下のように計算することができる(【図表2】)。前述のモデルをそのまま用いよう。

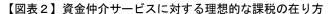
まず、貸出については、返済利子は $1000\times10\%=100$ であるが、その うち付加価値部分は $1000\times(10-7)\%=30$ と計算され、借り手は銀行に対 する利子支払いに際して $30\times10\%(\text{tax})=3$ を上乗せして 103 を支払う。 元利金合計の返済額は 1100 から 1103 に増加する。当該税額は借り手が事業者であれば仕入税額控除できる。

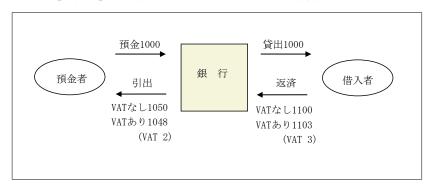
預金については、預金利子が $1000 \times 5\% = 30$ でありうち付加価値は $1000 \times (7-5)\% = 20$ となるが、ここでは貸出の場合と逆に銀行は預金者への利子支払いに際して $2 \times 10\% (tax) = 2$ を控除して 48 を支払う。これも預

⁽¹³⁾ 金融機関が産出する付加価値についての理解の混乱に関し、渡辺裕泰『ファイナンス課税[第2版]』10-11頁(有斐閣、2012)が、木下和夫編『付加価値税―その理論と実務』(財経詳報社、1974)を引用しつつ記しており興味深い。

金者が事業者であれば仕入税額控除できる。

そして、銀行は借り手と預金者から収受した消費税 50 から仕入税額を 控除した額を納付することになる。





執行上の障害は、「参照利子率」が定まらないことである。GDP 統計においては預金取扱機関同士の預金・貸出平均利回りが用いられている(14)が、これは事後的な情報であるためそのままでは執行に用いることが出来ない。実務上の対応としては、延滞税等の特例基準割合(租税特別措置法93条2項)のように、市場金利を参考に各年の適用利子率を前年末に告示しておくことが考えられるが、市場金利の急変時には対応できないおそれがある(参照利子率が預金金利と貸出金利の間から外れると計算上付加価値がマイナスとなってしまう)。長短金利の豊が大きい時期も参照利子率の設定は困難となるだろう。また、現下のような超低金利期において預金金利がほぼゼロに達してしまうと、預金金利が付加価値税額を下回ってしまい、利子から FISIM にかかる付加価値税を控除するという上記方式は執行不可能であろう(預金元本から徴収することは全く不可能ではないかも

⁽¹⁴⁾ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課『間接的に計算される金融 仲介サービス(FISIM)の導入による国民経済計算体系への影響について』季刊国民経済計算 No.146、1頁(2011)、

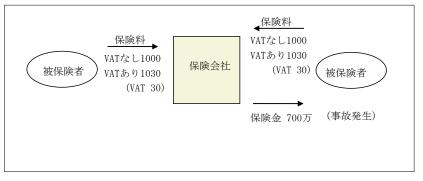
http://www.esri.go.jp/jp/archive/snag/snag146/snag146.html

知れないが(15)、国民の理解を得られないだろう)。

口 保険取引

次に、保険について検討する。例として、保険料が1000、保険金が700万、保険事故発生確率が1万分の1の保険契約を考えよう。被保険者を1万人とすれば、確率的にはそのうちの一人に事故が発生すると予想される。このとき、保険会社が生産するサービスは受取保険料1000万(=1000×1万人)マイナス支払保険金(の期待値)700万イコール300万であり、被保険者一人当たりでは保険料1000のうち300が付加価値部分となる(この点はやや分かりにくいかも知れないので、次節で補足する)。

従って、この保険取引に付加価値税を課すならば、保険会社は保険料の受領に際し 30 を付加価値税として上乗せすべきこととなる。結果、税込保険料は 1030 となり、当該税額は被保険者が事業者であれば仕入税額控除できる。保険会社は被保険者から受領した 30×1万人=計 30 万の仮受消費税から仕入れにかかる税額を控除して納付する(【図表3】)。



【図表3】保険取引における理想的な課税の在り方

執行上の障害は、保険事故発生確率(の見積もり)が保険会社の内部情報であり、一般に公開されていないことである。付加価値部分は概念的に

⁽¹⁵⁾ 預金者たる事業者における仕入税額控除については、銀行から預金者にインボイスを発行し、インボイスに基づき税額控除を受けることとなろうか。

は「付加保険料」部分に相当するので、保険会社が付加保険料を開示すればこれに消費税を課することも考えられるが、現状ではほとんどの保険会社は付加保険料を開示していないし(16)、仮に開示したとしても、その金額の「正しさ」を税務執行上いかに担保するか、という点が問題となろう。

第2節 金融機関が生産する付加価値の所在

本節では、各種金融機関が行う取引において付加価値がどのように含まれているのか、前節よりさらに掘り下げて検討する。もっとも、金融機関の活動は多岐にわたっており、その全てを網羅することは到底出来ないので、取り上げるのは代表的な取引である。また、銀行・保険・証券という伝統的な業態区分を用いたが、金融ビッグバンにより業態間の垣根は崩れており、この区分も便宜的なものである⁽¹⁷⁾。

1 銀行

イ 預金の受入れ(受信)

前述したように、預金の受け入れにより生産される付加価値は資金仲介 サービスであり、その対価は利子から控除されるかたちで預金者から銀行 に支払われている。

「預金」について銀行法上の定義はないが、一般に「後日に同額の金銭の返還を受ける約束のもとで他人に金銭を預けること」と解されており、民法上の消費寄託契約(民法 666条)である(18)。預金の受入れは出資法(19)(2条)により原則禁止されており、銀行法等により免許を得た機関に限っ

^{(16) 2008}年にライフネット生命保険が付加保険料を開示して話題となったが、他社に 追随の動きはない。

⁽¹⁷⁾ 我が国の金融制度の概要については、鹿野嘉昭『日本の金融制度〔第3版〕』(東 洋経済新報社、2013) が定評あり分かりやすい。

⁽¹⁸⁾ 小山・前掲注(8)122 頁。

⁽¹⁹⁾ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律。

て取り扱うことができる。銀行法上、預金と「定期積金」は明確に区別されているが、その機能は預金とほぼ同じであり⁽²⁰⁾、付加価値税においては等しく扱うべきである⁽²¹⁾。

預金の商品設計について、かつては大蔵省への届出が必要とされていたが、現在では元本保証を前提に各銀行が自由に定めることができることとなっていて、預金商品は多様化がすすんでいる。例えば、①変動金利定期預金などは既に多くの銀行で扱われているが、変わったところでは、②地元プロ野球チームの優勝を条件に金利を上乗せする預金などもある⁽²²⁾。

これらを機能の点から考えると、①については固定金利定期預金と金利スワップの複合商品と捉えられるが、いずれにせよ銀行が提供しているのは仲介サービスである。②については顧客サービスの一環と考えられ、この上乗せ金利に特段の付加価値部分は存在しないと考えてよかろう。

ロ 資金の貸付け(貸出・与信)(23)

銀行の貸出における付加価値も、前述のとおり金融仲介サービスであり、 その対価は貸付け利子に内包されている。

銀行法上は、貸出は①資金の貸付けと②手形割引に区分されていて(同法 2条 2項 1 号、10 条 2 号)、①はさらに手形貸付、証書貸付、当座貸越に分けられる。法律的には、①は金銭の消費貸借契約にあたり、②は債権譲渡であるが(24)、いずれにせよ付加価値税においては等しく扱うべきである(25)。

近時においては、コミットメント・ライン (融資枠契約)、シンジケート

⁽²⁰⁾ 小山・前掲注(8)137 頁。

⁽²¹⁾ 課税実務もそのように取り扱っている。消基通 6-3-1。

⁽²²⁾ 鹿野・前掲注(17)395 頁。

⁽²³⁾ 法律上は「貸付」「貸出」「与信」などの語が用いられているが、それらは厳密に 使い分けられているわけではない。小山・前掲注(8)140 頁以下参照。

⁽²⁴⁾ 鹿野・前掲注(17)397 頁。

⁽²⁵⁾ 約束手形の譲渡は消費税法別表第一2号における「支払手段」(外為法6条1項7号ニ、外為令2条1号)の譲渡にあたり非課税であり(なお施行令48条2項1号参照)、約束手形の割引料は同3号を受けた施行令10条3項7号で非課税とされている。

ローンなど、従来と異なるタイプの貸出も普及しつつある。コミットメント・ラインとは、銀行が融資枠を設定し、借り手の要請に応じて枠限度まで「貸し出す義務」を負う契約であり、その対価として借り手は一定の手数料を支払うことになる。機能的には企業の一時的な流動性不足をカバーするものであり、手数料はリスクヘッジの対価の一種と考えられる。消費税法上は当該手数料(コミットメント・フィー)の取扱いが問題となりうる(第3章第3節で後述)。

また、シンジケートローンは、アレンジャーとなる金融機関が比較的巨額な融資のとりまとめを引受け、複数の参加者からなるシンジケート団を組成し、同一の契約書による貸出を行う融資形態である。これは融資(間接金融)と社債(市場調達)の中間形態的なものであり、間接金融の情報生産機能と市場の競争促進機能の双方のメリットを取り入れることで、低コストでの資金調達を可能とする仕組みである(26)。アレンジャー業務は銀行だけでなく証券会社や保険会社も手掛けており、アレンジャーに対してはアレンジメント・フィーが支払われることが多いようである。アレンジメント・フィーが支払われれば、これは役務提供の対価であり付加価値税が課される。

ハ 決済サービス(為替取引)

銀行のもう一つの固有業務として、「為替取引」がある(銀行法 2 条 2 項 2 号、10 条 3 号)。為替取引とは、「空間的・距離的に隔たった隔地者間において、直接に現金を送金することなく資金の授受の目的を達成すること」である(27)。

為替取引の主要な機能は決済にあるが、為替取引と決済は厳密には一致 しない。例えば、相殺は決済機能を有するが為替取引には含まれないし、 自己宛の送金は為替取引であるが決済ではない⁽²⁸⁾。しかしいずれにせよ、

⁽²⁶⁾ 大垣尚司『金融と法』376-382頁(有斐閣、2010)が分かりやすい。

⁽²⁷⁾ 小山·前掲注(8)。

⁽²⁸⁾ 小山・前掲注(8)155 頁。

本稿の問題意識は取引における付加価値の有無であり、為替取引にかかる 手数料はサービスの対価として付加価値を構成しており、付加価値税の課 税対象となる。

付加価値税の観点からやや問題なのは、こうしたサービスが預金取引にバンドリングされて、無償で提供されることがままあることである。例えば、一定の預金残高を有する預金者に対し振込手数料(や ATM 利用手数料)を月に数回までキャッシュバックするという銀行は多数見受けられる。キャッシュバックの有無に関わらず振込サービスの付加価値は生産されているのであるが、現実に対価が支払われていない以上、(当該対価は実質的には預金利子から差し引かれているのであるが、)付加価値税を課すことは出来ない。

2 保険

イ 概観

「保険業」は保険業法2条で、生命保険や損害保険の「引受けを行う事業」として定義されており、保険契約については、保険法2条1項で「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付……を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料……を支払うことを約する契約」と定義されている。

保険業が生産する付加価値の本質は、以下でみるように情報生産サービスと捉えることが出来ると考えるが、同時に保険会社は巨額の保険積立金を有価証券、不動産、貸付等で運用しており、その意味では金融仲介機能も果たしている⁽²⁹⁾。銀行の資金仲介同様、理論的には運用利回りと配当利回りの利ザヤがその付加価値であり、運用先と保険契約者の両者に対して仲介サービスを提供していることになる。銀行の項でみたように、これに

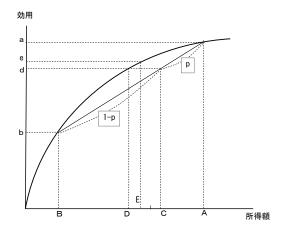
⁽²⁹⁾ 鹿野・前掲注(17)476 頁。

付加価値税を課すことは容易でない。

ロ 期待効用モデル

さて、前節で保険取引における付加価値について、「受取保険料と支払保 険金の差額が保険会社の生産する付加価値に相当する」と述べたが、やや 分かりにくいかも知れないので敷衍する⁽³⁰⁾。

保険取引は、経済学的には期待効用仮説を用いて説明される(31)。すなわち、経済主体は不確実性の下で「期待効用」を最大化すべく行動するという前提をおき、リスク選好度の異なる主体間でのリスクの移転を保険取引と捉えるのである。通常、保険者をリスク中立的、被保険者をリスク回避的と仮定する。リスク中立者が所得から得る効用は所得に比例的であるのに対し、リスク回避者が所得から得る効用は所得の増加とともに逓減する。



【図表4】期待効用モデルと保険取引

⁽³⁰⁾ 参考まで、拙稿「年金課税の在り方について」税大論業 77 号 39 頁以下 (2013)、http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/77/01/index.htm。

⁽³¹⁾ 例えば下和田功編「はじめて学ぶリスクと保険[第3版]]第6章83-86頁[柳瀬典由](有斐閣、2010)。期待効用仮説には行動経済学からの批判があるが、保険取引の基礎的モデルとしては依然十分な説得力を有していると考える。

【図表4】で、リスク回避主体が通常得る所得をAとし、確率pで事故に遭い所得がBに低下するとする。このとき、期待所得はCであるが、期待効用はdであり、dの効用を確実に得られる所得はD(「確実性等価」)であるから、この主体は損害を完全にカバーする保険に対して最大A-Dを支払う。他方、リスク中立的な保険会社がこの保険を引き受けるに当たり最低限要求する額は、支払保険金の期待値($(A-B)\times p=A-C$)に事業費用を加えた金額であり、ここで事業費用をC-Eとすれば、その金額はA-Eである。

従って、保険料は最大で A-D、最小で A-E となるが、競争市場においては限界的に D と E は一致するので、最終的に、

[保険料 A-D]=[保険金の期待値 A-C]+[契約当たり事務費用] という等式が成立する。これを保険会社の側からみれば、

[受取保険料総額]=[支払保険金総額]+[事務費用総額]

となり、保険会社が提供する付加価値(=事務費用)が受取保険料と支払 保険料の差額に一致することが理解される。

ハ 保険が提供する付加価値の本質

では、保険会社は事務費用を何に費やしているであろうか。契約口を管理するシステム費用や通信費等が含まれるは当然であるが、より重要なのは、保険契約を機能させるための情報生産活動であると考えられる。

経済学のテキストで説明されるように、保険取引においては情報の非対称性が逆選択やモラル・ハザードといった機能不全を発生させ、これが行き過ぎると保険市場そのものが成立しなくなる。逆選択とは、保険会社が契約者のリスクを十分把握できないために、低リスク者が市場から淘汰されてしまうという現象であり、これに対処するためシグナリングやスクリーニングといった手法が採られる。モラル・ハザードとは保険加入によって被保険者が適切なリスク回避行動を怠る現象であり、対処策としてはモ

ニタリングやリスク・シェアリングが挙げられる⁽³²⁾。

保険取引においては、保険会社によるこうした活動によって契約が成立し、被保険者はその費用を支払って期待効用増加というメリットを享受している、という関係にある。つまり、突き詰めると、保険契約においては保険会社が情報生産活動を行い、保険契約者がこれを消費しているのである。但し、消費しているのは保険料のうち事務費用に相当する部分のみであり、保険金の期待値に相当する部分は消費ではなく単なる資金の移転であることは、前節でも述べたとおりである。

3 証券

イ 概観

旧証券取引法において、証券会社は証券業を営む株式会社として規定されていたが(旧証取法 2 条 9 項、28 条)、金融商品取引法では「証券業」に代わり「金融商品取引業」という概念が導入され、「証券会社」は法令上の用語ではなくなった。もっとも、銀証分離規制の観点から銀行等に原則禁止される業務として「有価証券関連業」(金商法 28 条 8 項、33 条)という概念が新たに定義されており、社会通念上は「証券業」という分類は依然として受け入れられている(33)。

金商法は、まず金融取引関連行為を広範に定め(同法2条8項1~18号)、 それらを業として行うことを「金融商品取引業」とする(同項柱書)。金融 商品取引業はさらに、第一種金融商品取引業、第二種金融取引業、投資助 言・代理業及び投資運用業、に区分され(同法28条1~4項)、従来の証 券業概念はこれらの定義に吸収されている。このうち第一種金融商品取引 業の範囲は、有価証券の売買(ディーリング、トレーディング)、取次(34)

⁽³²⁾ 詳しくは、下和田編〔柳瀬〕・前掲注(31)87-102 頁など。

⁽³³⁾ 新日本有限責任監査法人『業務別会計シリーズ 証券業』5頁(第一法規、2012)。

⁽³⁴⁾ 自己の名をもって他人のために(他人の計算において)法律行為をなすことを引き受ける行為(商法 502 条 11 号)。これを業として行う者が商法上の「問屋」(同法511 条)であり、金融商品取引業者は問屋の典型例である。江頭憲治郎『商取引法「第

(ブローキング)、募集売出し(セリング)、元引受け(アンダーライティング)や市場デリバティブ取引、その取次などであり、第二種金融商品取引業の対象は比較的流動性の低い証券の取扱いに関する行為である。また、投資助言・代理業は投資顧問契約に基づき投資判断につき助言すること及び投資顧問契約等の締結の代理・媒介を行うことであり、投資運用業は他人の財産の運用を行うことである。多くの証券会社は、複数の業務に関して登録を受けている(35)。

これらの業務のほとんどは手数料を得て行うものであり、これら手数料は役務提供の対価として受け取るものであるから、当然に付加価値税の課税対象となる。他方、有価証券の売買やデリバティブ取引を自己勘定で行う自己売買(トレーディング)は、少なくとも外形的には単なるポジション交換と考えられ、付加価値を構成しない。証券会社の収益の大部分は手数料であり総収入の $6\sim7$ 割を占め、トレーディング損益は $2\sim3$ 割前後である(36)。

ロ 自己売買に内在する取引仲介サービス(37)

ところで、90年代から売買委託手数料が徐々に自由化されたことで手数料の引下げ競争が生じ、ネット証券の参入等も相俟って、委託手数料収入は趨勢的に減少傾向にある。加えて、平成10年の旧証取法改正において取引所集中義務が廃止されたことによって、委託取引の一部が顧客との相対取引に置き換わり、計上される利益が手数料収入からトレーディング収益に移るという現象が生じている。

これはどういうことかというと、機関投資家等大口顧客から流動性のない銘柄に注文があった場合、これをそのまま市場に通すと株価が急騰・急

⁵版]』232頁(有斐閣、2009年)。

⁽³⁵⁾ 鹿野・前掲注(17)435 頁。

⁽³⁶⁾ 鹿野・前掲注(17)443 頁。

⁽³⁷⁾ この項は、三田哉『証券会社の「儲け」の構造』29·33 頁(中央経済社、2014) に拠っている。同書のタイトルは(文章も)ややくだけているが、学術系の文献からは分からない証券ビジネスの実際を理解する上で、非常に有益に思う。

落し顧客にとって不利な取引となるため、証券会社の自己部門が売り/買い向かい、その後徐々に市場で消化する、という取引が行われることが多い。ここで、取引所集中義務廃止以前は顧客の注文に向かうかたちで証券会社の自己部門が取引所に注文を出し、取引所経由で取引を成立させていたのであるが、集中義務廃止以後は顧客との直接の相対取引で完結させるようになった。

取引所を経由すればあくまで取次であるから、証券会社は顧客から委託 手数料を収受する。ところが、相対取引では手数料は得られないため、そ の分が取引価格に上乗せされるようになる。すると、従前手数料として得 ていた収益が、トレーディング収益として計上されることになる。

付加価値税の観点からは、この状況は、銀行が行う資金仲介取引の場合と良く似ている。取引仲介サービスの対価(委託手数料)が証券本体価格と一体化しているため、付加価値部分を取り出して課税することが困難になっているのである。こうした傾向が進むと付加価値税の課税ベースが浸食されることになるが、有効な対応策は思いつかない(38)。

4 新しいタイプの金融取引

最後に、デリバティブ、証券化といった近年発展した金融取引について、 その付加価値の所在を確認する。

イ デリバティブ

デリバティブ取引には様々なものがあるが(第3章第2節参照)、基本的にこれらは単なるポジションの交換であって、デリバティブ取引自体が付加価値を生ずるものではない。取引仲介にかかる手数料のみが付加価値を構成することになる。また、証券会社が顧客の注文に応じ店頭デリバティブ取引を行う場合、手数料相当額が価格に織り込まれることでトレーディ

⁽³⁸⁾ FISIM の「参照利子率」のような概念を導入することも出来ないので、おそらく 経済統計上もこの部分は付加価値して認識されていないと思われる。

ング収益として計上され、付加価値税の課税対象から漏れてしまうのも、 上述した証券業における有価証券の自己売買と同様である。

さらに、オプション取引に関しては、原資産を用いたデルタヘッジ(ダイナミックヘッジ)が用いられることが多い⁽³⁹⁾。オプション取引は理論的には「ボラティリティの売買」と捉えることが可能であり、証券会社はオプションの対顧客取引において、インプライド・ボラティリティ(オプションの取引価格)と実現ボラティリティ(デルタヘッジによる実現売買損益)との差を収益として得ているのであるが、すると、この収益もやはり一種の仲介手数料に相当し、顧客に提供する付加価値であるといえる。しかし、これを付加価値税の課税対象とすることは、どのような仕組みを考えても不可能に思われる。

口 証券化業務

証券化の機能は、オリジネーター(原資産保有者)による資金調達と考えられる。これに関与するプレーヤーは、証券化の仕組みを組成するアレンジャー、証券化商品の募集・引受けを行う証券会社の他、原資産からの資金を回収するサービサー、信用・流動性補完者、法律・会計事務所、格付機関など多様である(40)が、基本的には各々が役務提供の対価(フィー)を収受するので、それらが付加価値課税の対象となる。銀行の資金仲介において一体化されていた資金取引と役務提供が、証券化の過程ではアンバンドリングされ、「消費税になじむ」ようになっているのである。

(やや細かくなるが、銀行が自行貸出債権を自らアレンジャーとなって 証券化する場合には、アレンジメント・フィーの支払いが生じないことに なる。一種の自家調達である。)

⁽³⁹⁾ デルタヘッジの理論面は各種金融工学書で解説されているが、その取引の実際は 三田哉『デリバティブズ・ビジネス I 』 46-57 頁 (中央経済社、2015) が分かりやす い。

⁽⁴⁰⁾ 高橋正彦『証券化の法と経済学〔増補新版〕』14-15頁(NTT 出版、2009)。

第3節 代替的課税方式の提案

さて、第1節で述べたように、金融取引に関しては前段階控除型付加価値税 が上手く機能しないことから、代替的な方式によって金融機関の生産する付加 価値を課税することが理論的に提案されている。

1 資金仲介への課税(41)

イ キャッシュ・フロー課税

資金仲介において付加価値税が機能しないのは、純粋な資金移転部分と 付加価値部分が分離できないからであった。そこで、いわゆるキャッシュ・ フロー税を金融取引に適用する、というアイデアがある。

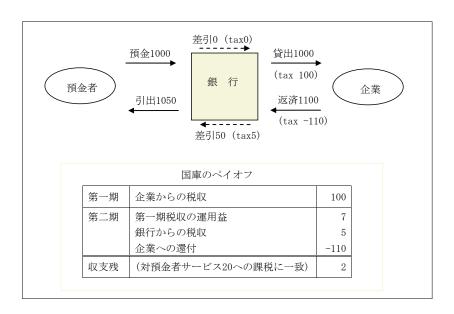
売上/仕入や借入/返済といった資金の受払いの性質を捨象し、企業に おけるキャッシュ・フローの流入/流出のみに着目して課税ないし還付を 行うことで、結果的に企業所得(付加価値)が課税されることは、英国の ミード報告によって知られているところである。この理は、金融取引にお いてもそのまま当てはまる。

前述の例(第 1 節 3 イ)に即して述べると(【図表 5 】参照)、まず、預金・貸出時点(第一期)では、企業においてインフロー1000 が生じこれが課税され(税額 100)、銀行のフローは差し引きゼロなので課税は生じない。(キャッシュ・フロー課税において家計は課税の対象とはならない。)次に、引出・返済時点(第二期)においては、企業において 1100 のアウトフローが生じこれが還付対象となり(還付額 110)、銀行においては返済受領1100 と預金引出 1050 の差額 50 がインフローとして課税対象となる(税額 5)。

すると国庫の収支は、第一期と第二期の税収合計のみでは100-110+5

⁽⁴¹⁾ 本項では、鈴木将覚「VAT における金融サービス課税〜非課税化の問題とその対応策〜」みずほ総研論集 2009 年 II 号、國枝繁樹「金融サービスに対する消費課税のあり方について」証券税制研究会編『金融所得課税の基本問題』 28 頁以下(日本証券経済研究所、2008)を参照している。

=-5 となりマイナスであるが、第一期の運用収益 $100\times7\%=7$ を加えればプラス 2 となり、これは結果的に、銀行が家計に提供する付加価値 20 に課税した場合の税額と一致する。



【図表5】キャッシュ・フロー課税

この方式の難点として、①借入れの際に付加価値税が課されるため、借 入元本に付加価値税分を上乗せして借入を行わなければならないこと、② 税率変更に上手く対応できないこと、等が指摘される。

私見では、債務不履行が生じた際の対応にも難があるように思われるし、何より、こうした課税方式は現在の実務の常識を根本から覆すものとなるため、導入は容易ではないだろう。

ロ TCA 方式

キャッシュ・フロー課税の難点を克服するものとして、これを改善した TCA (Tax Calculation Account:税額計算勘定)方式の提案がある。その

大要を述べると、借入/貸出時点では課税/控除は行わず、税額計算のための勘定に記録のみしておき、返済時点で明らかとなる最終的な収支に基づき税額を計算し納税させる、というものである。

この方式は 1990 年代、欧州において大手金融 10 社を対象に試験的に導入され、実際に機能することが確認されたとのことであるが、金融機関における執行費用が非常に大きいことが欠点として指摘されている。

私見では、この方式は税額計算においてインデックス・レート(参照利 子率)を用いているので、第1節3イで述べたように、金利変動時には対 応できなくなるのではないか、という疑問がある。

2 保険取引への課税

イ グロス課税方式(42)

保険取引に関しても、前述したように付加価値部分を取り出して課税することは困難である。

そこで、保険料全体にグロスで付加価値税を課すと同時に、保険金に付加価値税分を上乗せして支払わせる、というアイデアがある。第 1 節での設例にこれを適用すると、被保険者は保険料 1000+税 100 を支払い、保険金は 700 万+70 万=770 万となる。納税額が 100×1 万=100 万で控除額が 70 万なので、徴収税額は差し引き 30 万が税額となり、付加価値に税率を掛けた額と一致する、というわけである。

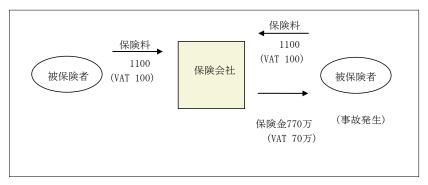
もう少し詳しくみると、まず被保険者が非事業者(家計)の場合、上記の取扱いによって、この保険は実質的に保険料 1100、保険金 770 万という商品となる。すると、保険会社が生産する付加価値は 330 万であり、納付する税額は 100 万-70 万=30 万となるから、実効的な付加価値税率は

⁽⁴²⁾ これは、中里・前掲注(11)28 頁において「キャッシュ・フロー法」と呼ばれている方式と同一であるが、いわゆるミード報告的な「キャッシュ・フロー課税」とは発想を別にするものなので、混乱を避けるためここでは「グロス課税方式」とした。また、沼田・後掲注(44)45 頁における「課税の基本パターン」とされている方式とも同一である。

30/330 ≒ 9.1%となる。

他方、被保険者が事業者の場合はどうか。事業者において、保険料に係る 100 の付加価値税は税額控除される一方、保険金を受け取った事業者においては受取保険金に上乗せされる 70 万は課税売上に算入される。すると、被保険者全体では差し引き 30 万の税額控除が与えられることになる。他方、保険会社が納付する税額はやはり 30 万であるから、国庫にとって税収は差し引きゼロとなる。もっとも、これは前段階税額控除方式の予定するところであり、最終的に保険費用が消費者に転嫁されれば、その段階で保険サービスにも課税されることになる。

【図表6】グロス課税方式



難点としては、上述したように①実効税率が低下することのほか、家計は過大な保険契約をすることになるので、保険金額を税額相当分だけ割り引いて契約する必要がある(上記例では、保険料 909、保険金 636 万、という契約をすればよい)が、②契約期間中に税率が変更されると受取保険金が増減してしまうこと、③そもそも我が国の保険契約は実損填補主義なのでそうした契約が出来ないこと、などが挙げられよう。特に②、③は実務上の大きな難点となるように思われる。

ロ ニュージーランド等における損害保険課税

ところで、ニュージーランドやオーストラリアでは、損害保険が付加価値税⁽⁴³⁾の対象とされている。本稿では両国の制度の詳細を調査するには至らなかったのだが、沼田博幸教授の研究⁽⁴⁴⁾によると、両国とも保険料にグロスで課税しており、さらにニュージーランドでは保険金も課税対象となっている(「みなし税」の課税)⁽⁴⁵⁾。

すると、単純に考えれば、ニュージーランドでは上記グロス方式と同様の制度となり、他方オーストラリアでは過大な課税、ということになりそうだが、実際の制度はもう少し複雑なようで、それほど単純な結論とはならないようである。ただ、沼田教授も、保険料支払者が最終消費者の場合には過大課税ではないかとの懸念を示している(46)。

3 補完的な課税

別の方向性としては、前段階税額控除方式の付加価値税をあきらめ、金融機関が産出する付加価値に直接(「加算法的」に)課税することが考えられる。 実際の導入例として、フランスにおいて金融機関に賃金税が課され、イスラエルにおいて賃金+事業収益に課税が行われている、といった例がある⁽⁴⁷⁾。 これらはつまるところ外形標準型の法人税であり、それはそれで一つの方向性であろう。

⁽⁴³⁾ これらの国では VAT でなく GST (Goods and Services Tax) という呼称が用いられている。

⁽⁴⁴⁾ 本項では、沼田博幸「保険取引に対する消費課税について—損害保険に対する課税を中心として—」明治大学会計論叢第6号13-54頁(2011)を参照している。

⁽⁴⁵⁾ ニュージーランドに関する先行研究としては、辻美枝「保険取引への消費課税ーニュージーランドの制度との比較からー」税法学 565 号 148 頁も挙げておきたい。

⁽⁴⁶⁾ 沼田·前掲注(44)44 頁。

⁽⁴⁷⁾ 鈴木・前掲注(41)54-55 頁、 國枝・前掲注(41)41 頁。

第4節 小括

本章では、金融取引における付加価値の所在を探るとともに、それに対する 理想的な課税の在り方や執行上の問題点、代替的な課税方式の提案などについ て述べた。

「金融機関が付加価値を生産している」ことは、今日では当然のこととして受け止められており、金融取引に対しても付加価値税を課税すべきとする主張がなされるのも必然であろう。ただ、そこには執行上の困難が立ちはだかっており、代替的な課税方式も提案されてはいるが、それがきちんと付加価値に課税できる仕組みとなっているのか、執行コストが高くなり過ぎるのではないか、といった懸念が依然残されている。また、先行研究では指摘されていないが、第3節でみたように証券会社が行う対顧客での自己売買などにも付加価値が潜んでいるのであり、これらを付加価値税の仕組みで課税することはおよそ不可能と思われる。

そもそも、(付加価値税を支出税として捉えるのでない限り、)「あらゆる付加価値に均等に課税すべし」という要請は、さほど強いものではない。付加価値税はあくまで間接税であり、税負担の明確性や執行の簡便性の観点から均等に付加価値に課税することが望ましいのは確かであるが、多大な執行コストをかけてまで完璧を期すべきものでもない。あらゆる税制は執行上何らかの弱点を抱えているのであり、だからこそタックス・ミックスによる相互補完が政策的に正当化されるとも考えられよう。

筆者としては、金融取引に関しては今後も非課税制度を維持せざるを得ないと考えている。そこで、次章以下では非課税制度の継続を前提として、さらに検討を進める。

第2章 仕入税額控除にかかる問題

続いて本章では、金融取引にかかる仕入税額控除に関して生ずる問題点について述べる。

前段階仕入税額控除方式の付加価値税においては、非課税売上げに対応する 仕入れについて税額控除をしないことが原則である。しかし、売上げと仕入れ をどのように対応させるかは厄介な問題であり、「消費税法のアキレス腱である」 とも評される⁽⁴⁸⁾。

金融取引は非課税とされているため、本章で見るように、まさにこの点が如 実に顕れてくる。

第1節 概観

1 仕入税額控除の仕組み

前提として、我が国の消費税法上の仕入税額控除の仕組みについて、簡単にまとめておく。

まず、中小事業者の事務負担に配慮して設けられたいわゆる「簡易課税制度」によって、年間課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高にみなし仕入率を乗じて仕入控除税額を計算するという簡易な方式を選択することができる(法 37条)。

簡易課税が選択されない場合、仕入税額控除が認められるのは課税仕入れ (法 2 条 1 項 12 号) にかかる税額のみである。理論的には、さらに課税仕 入れを課税売上げに対応する部分と非課税売上げに対応する部分に分割し、課税売上げに対応する部分のみ税額控除を認めることが望ましいが、ここで いわゆる「95%ルール」が介在し、簡便化のため、課税売上割合(後述)が 95%以上の場合には全額の控除が認められている。但し、多額の益税が生じ

⁽⁴⁸⁾ 岡村忠生「消費税法に<不課税>の概念は必要か?」立命館法学 2013 年 6 号 70 頁。

うることや、大企業の場合は事務処理能力が高いことから、平成 23 年度改正で 95%ルールは課税売上高が 5 億円以下の事業者のみに制限された (法30条1項) (49)。

課税売上割合が95%未満(ないし課税売上高5億円以上)の場合、原則に戻って課税仕入れにかかる税額を控除/非控除に按分する。按分の方式には二つの方法が認められている。より簡易なのは「一括比例配分方式」(法30条2項2号)であり、課税仕入れにかかる税額全体に課税売上割合を乗じて控除税額を計算する。他方、「個別対応方式」(同項1号)では、課税仕入れを①課税売上げ対応部分、②非課税売上げ対応部分、③共通部分に区分し、①は全額、③はこれに課税売上割合を乗じた額について税額控除が認められ、③は控除されない。理論的には「個別対応方式」が最も適切な方式であるが、これを適用するには課税仕入れの用途を区分するという事務負担を要する。両方式は実質的に選択可能となっており(法30条4項)、事業者は事務コストを考慮の上で有利な方式を選ぶことができる。但し、一括比例方式を選択した場合には、最低二年間継続適用しなければならない(同条5項)。

2 課税売上割合

さて、課税売上割合であるが、これは以下の式に従い計算される (法 30 条 6 項、令 48 条)。

前述のように、課税売上割合は仕入税額控除の枠組みにおいて、二つの局面で作用する。第一に、「95%ルール」の適用判定においてである。課税売上割合が95%以上(かつ課税売上高5億円未満)であれば、5%部分をいわば繰上げて、課税仕入れにかかる税額を100%控除することができる(50)。ここ

⁽⁴⁹⁾ 金子・前掲注(5)722 頁。

⁽⁵⁰⁾ 一時これを悪用した「自販機スキーム」が多発し問題となったが、平成22年度改正で対応された(法33条1項及び2項)。課税売上割合が著しく変動した場合に過

では、課税売上割合は一種の足切りルールとして作用している。

第二の局面は、個別対応方式ないし一括比例配分方式において、課税仕入れにかかる税額を課税売上げ対応部分と非課税売上げ対応部分に按分する役割である。ここでは、課税売上割合は課税仕入れを按分するための基準として用いられており、一種の「代理変数」として機能している。

だが、課税売上割合は、課税仕入れを按分する基準として必ずしも合理的とは限らない。次節以下でみるように特に金融取引に関してはそれが顕著となるのだが、端的に言うと、金融取引に関しては付加価値を含まない、あるいは取引額に含まれる付加価値の比率が非常に低い場合が多々みられ、そうした場合に上記の算式を用いると課税売上割合が実態に比し「低すぎる」こととなり、合理的とは言い難い事態を生じるのである。

第2節 一般企業において預金利子を非課税売上げとすること の問題点

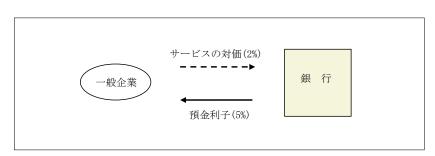
消費税法 6 条 1 項を受けた別表第一 3 号は「利子を対価とする貸付金……その他これらに類するものとして政令で定めるもの」を非課税とし、施行令 10 条 3 号 1 号が「預金または貯金の預入……」を掲げている⁽⁵¹⁾。従って、一般企業(非金融機関)の保有する預貯金の利子は非課税売上げとなり、課税売上割合の計算において分母に算入され、仕入税額控除の金額を減少させる。

しかし、このような取扱いは理論的には不合理である。というのも第1章でみたように、一般企業が金融機関から受け取る預金利子は、企業が何らかの付加価値を金融機関に提供したことの対価として受け取るものでは決してなく、それどころか逆に、企業は金融機関から資金仲介サービスを購入しているので

⁽⁵¹⁾ 第1章第2節で述べたように預金は消費寄託であることから、消費貸借たる「利子を対価とする金銭の貸付け」(令10号1項)とは別掲されている。

あり、預金利子からは資金仲介サービスの対価が控除されているとみるべきだからである。つまり、預金利子は本来的に「売上げ」ではないのである。こうした不具合は、資金の流れと付加価値の流れが逆方向となっていることに由来する(【図表7】)。

従って、理論的には、課税売上割合の計算において預金利子を分母から除外 すべきと考える⁽⁵²⁾。



【図表7】資金の流れと付加価値の流れ

さらにこの論理を進めると、これは預金利子に止まらず、非金融一般企業が行う余資運用全般に当てはまるものである。すると、預貯金利子に限らず債券利子(及び償還差益)、信託分配金、等々、あらゆる資金運用の果実について、課税売上割合の分母から除外すべきことになる。 ややラディカルな見解かも知れないが、理論的にはそのように整理すべきと考える。

第3節 金融機関において貸付金利子を非課税売上げとするこ との問題点

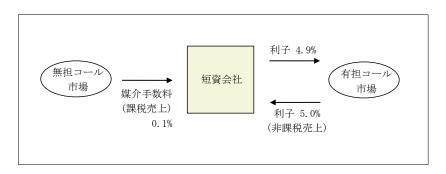
消費税法施行令 10 条 1 項は「利子を対価とする金銭の貸付け」を非課税と

⁽⁵²⁾ EU 指令、英仏独においてはそうした措置がとられている。山中英司「個別対応方式の具体的計算方法等の在り方について」税大論業 77 号 420 頁以下 (2013)、http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/77/05/index.htm。山中も同旨(453 頁)。

する。従って、金融機関が受領する貸付金利子は非課税売上げとなり、課税売 上割合の計算上分母に算入される。だが、理論的に非課税売上げとすべきは利 子に含まれる資金サービス部分のみであり、利子の全額を非課税売上げとする と課税売上割合の低下を通じて仕入税額控除を過小に圧縮してしまうことにな る。

端的な例として、短資会社(53)のコール取引を取り上げよう。短資会社はインターバンクのコール市場において仲介機能を果たしているが、ディーリング方式(資金移動で短資会社の勘定を経由)とブローキング方式(金融機関同士が資金を直接受渡し)が併用されている(54)。ディーリング方式の場合、短資会社は資金の出し手及び取り手それぞれと金銭消費貸借を行うこととなり、利ザヤが短資会社の収益となる。他方、ブローキング方式の場合は媒介手数料が収益となる(【図表8】)。

【図表8】短資会社の例



消費税に関しては、手数料収入は役務提供の対価であるから課税売上げであ

⁽⁵³⁾ 短資会社は貸金業法上の貸金業者に該当するが、同法施行令により貸金業の範囲から除外され、旧出資法により金融庁長官の監督を受けている。また、金融商品取引法上の登録金融機関に指定され、証券業務を行うことが可能である。鹿野・前掲注(17)501-502頁。

⁽⁵⁴⁾ 無担保コール市場ではブローキング方式が採られており、有担保コール市場では 従前ディーリング方式であったが近年ではブローキング方式も利用されている。 野・前掲注(17)240-249 頁。

り、受取利子は非課税売上げ(支払利子は非課税仕入れ)である。このとき、手数料より受取利子の方が額面上はるかに大きくなるから、課税売上割合をそのまま計算すると過小な数値となってしまう。簡単な数値例を考えて、ブローキングの手数料を元本の0.1%とし(55)、ディーリングでの利ザヤを同じだけ得るものとして、例えば受取利子5.0%、支払利子4.9%としよう。すると、仮にディーリングとブローキングの件数が同じであるとき、課税売上割合は1/2となるべきところ、前記算式によれば0.1/(0.1+5.0) = 1/50となってしまう。これは明らかに過小である。

このような場合に対応するため、消費税法 30 条 3 項は「課税売上割合に準ずる割合」の規定を設けている。これは、課税売上割合に代えて、「事業の種類または費用の種類に応じた合理的な割合」の使用が認められるというもので、税務署長の承認が要件となっている。上述の短資会社のコール取引に関しては、ディーリング、ブローキングそれぞれの「取引件数」を基礎として計算することが合理的と考えられる(56)。だが、あらゆる場合において合理的な「準ずる割合」を見出すことが出来るとは限らないであろう。

第4節 証券化スキームにおける問題点(57)

証券化スキームにはいくつかの方式があるが、原資産を SPC に移転し、小口化した投資商品に組成して投資家に販売する、という基本的パターンは共通する。

ところで、ローン債権やクレジット債権の証券化においては、オリジネータ

⁽⁵⁵⁾ 実際の媒介手数料はこれよりはるかに少額である。

⁽⁵⁶⁾ 浜端達也編『消費税法基本通達逐条解説 [平成 26 年度版]』(大蔵財務協会、2013) において、取引件数割合が「準ずる割合」として認められる場合の例として、短資会社のコール取引が掲げられている (660 頁)。

⁽⁵⁷⁾ 本節は、高橋・前掲注(40)216-231 頁、日下文男『金融取引をめぐる所得課税と消費課税』253-256 頁(税務経理協会、2013)を参照した。また、中里実『タックス・シェルター』96 頁以下(有斐閣、2002)においてもこの問題が指摘されている。

一から SPC に当該金銭債権を譲渡することとなる(58)。金銭債権の譲渡は別表第一2号を受けた施行令9条1項4号により非課税とされているから、(後述の平成26年度改正前においては、)当該譲渡代金の全額が課税売上割合の計算上分母に算入されて(59)、オリジネーターの課税売上割合を低下させる。すると仕入税額控除額が減少し、この減少額が実質的に証券化スキームにおけるコストなって、証券化を阻害する要因として作用することになる。その影響度合いは、元々の課税売上割合の水準によって異なり、課税売上割合の高いメーカー系のクレジット会社では影響が大きく、信販系の会社では相対的に小さい、という傾向にあった(60)。

こうした状況を受けて、クレジット債権の証券化に関しては、実務上、債権 譲渡部分を一つの事業と捉えて「準ずる割合」(法30条3項)の適用を認める、 という対応がなされていた⁽⁶¹⁾。

その後、平成 26 年度税制改正において、金銭債権の譲渡全般について、課税売上割合の計算上、譲渡対価の額の 5% 補当額を分母に算入することとされることとなり (施行令 48 条 5 項) (62)、この問題についてはひとまず制度的対応が図られることとなった。

⁽⁵⁸⁾ 資産流動化法上の特定目的会社を SPC に用いる場合などを念頭においている。信 託法上の信託を SPC とする場合は、信託設定時は債権の譲渡は認識されず、受益権 譲渡時に認識されることになる。

⁽⁵⁹⁾ 施行令 48 条 2 項 2 号で「資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権の譲渡」、 すなわち売掛債権等の譲渡は課税売上割合の分母に算入しないこととされている。 従って、クレジット加盟店がクレジット会社に代金債権を譲渡するときは、加盟店の 課税売上割合は変化しない。しかし、クレジット会社がさらに当該債権を譲渡すると きは、同号が適用されない。

⁽⁶⁰⁾ 高橋・前掲注(40)230 頁。

⁽⁶¹⁾ 高橋・前掲注(40)230 頁。

⁽⁶²⁾ これは有価証券等の譲渡と同じ取扱いである。改正趣旨について、財務省「平成 26年度税制改正の解説」913頁以下。

 $[\]frac{\text{http://www.mof.nta.go.jp/tax policy/tax reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0}{907_0932.pdf_{\circ}}$

第5節 小括

以上にみたように、金融取引においては内包される付加価値に比し取引金額が大きくなるため、これを非課税売上としてそのまま課税売上割合の計算に用いると、同割合が「低くなり過ぎる」という傾向がある。また、逆に、不課税取引となる金融取引については課税売上割合の算式に入らないため、「非不」の判定次第で仕入税額控除の金額が大きく影響を受けてしまう、という不合理もある。

こうした点への配慮もあって、金融取引に関しては施行令 48 条 2~6 項において課税売上割合の計算上種々の対応が講じられており、例えば、二重計上防止の観点から支払手段や売掛債権等の譲渡については実質的に不課税取引扱い(分母不算入)され(同条 2 項 1 号 2 号)、債券現先取引については実質的に金融処理され(同条 2 項 3 号及び同条 3 項)、有価証券等の譲渡に関しては譲渡対価の 5%相当額のみが分母に算入される(同条 5 項)。また、上述したように必要に応じて「課税売上割合に準ずる割合」の適用も認められている。

もっとも、よくよく考えてみれば、この問題は金融取引特有のものではなく、 非課税取引全般に関わるものである。例えば、事業者が単発的に土地を売却し たとき、課税売上割合が著しく低下するということは珍しくなく、そうした場 合には「準ずる割合」として過去の実績値の適用が認められている⁽⁶³⁾。

また、本章第2節では短資会社の例を挙げたが、これは自己の計算で行うと 非課税となる取引であっても、それを取次で行うと委託手数料が課税取引とな るために生じる不均衡であり、金融取引に限らず一般の取引においても生じう ることである。(現行法上非課税とされる物品はかなり限定されているので机上 例となるが、例えば身体障害者用物品(別表第一10号で非課税)の販売を行 う事業者が委託販売も行う場合、課税売上割合が実態に比し低く計算されるこ

⁽⁶³⁾ 国税庁 HP 質疑応答事例。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/17/07.htm.

ととなり、仕入税額控除が過小となってしまうのでないかと思われる(64)。)

ここでのそもそもの問題は、「課税仕入れにかかる税額を課税売上げ対応部分と非課税売上げ対応部分とに按分するにあたり、どのように按分するのが合理的か」というものであるが、これに絶対の正解はなく、業種・業態、商品、取引形態等により異なる、としか言えないであろう。「課税売上割合」が一義的にその基準として用いられているのは、おそらく、その明快さ、簡便さ、事務の効率性といった便宜的理由によるところが大きく、「従業員割合」「床面積割合」「取引件数割合」などがより合理的な基準として採用される場合もあるのである(65)。

この問題については、(絶対の正解は無いにしても、)より踏み込んだ精緻な研究が求められていると思われるが、本稿の射程を超えるのでここでは問題提起に止める。

⁽⁶⁴⁾ 消基通 10-1-12(2)は委託販売に関して、受託者において顧客への販売額を自らの売上、委託者への支払額を自らの仕入として扱う処理を認めているが、委託された物品が課税資産である場合に限定されている。

⁽⁶⁵⁾ 消基通 11-5-7。

第3章 法の適用に関する検討

第1節 概観

1 課税要件

繰り返しになるが、消費税法はすべての物品とサービスの消費に「広くうすく」課税するという理念の下、課税の範囲を広くとり、消費税の性格上なじまないもの及び政策上の配慮によるものを限定的に非課税とする、という構造を有している。

具体的に条文をみると、消費税法の課税の対象は「国内において事業者が行った資産の譲渡等」(法4条1項)であり、「資産の譲渡等」とは「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」(同8号)とされ、幅広く包括的に財・サービスの取引が課税対象とされている。

また、「資産」の意義についても、消費税法基本通達 5-1-3 が「取引の対象となる一切の資産」をいい「棚卸資産又は固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産」が含まれる旨述べており、金銭債権がこれに含まれるなど、所得税法上の資産概念よりも幅広く構えられている点が特徴的である⁽⁶⁶⁾。資産の範囲を幅広く捉えた近時の裁判例として、内航海運業界における船舶新規建造に係る承諾書取引が「資産の譲渡」と解された事例(福岡高判平成 24 年 3 月 22 日 (未搭載))がある。

本稿の文脈で、金融取引に関して留意点を二点挙げる。

第一に、「資産の譲渡等」に該当しない取引は消費税法の対象外であり、いわゆる不課税取引となる。その一つのメルクマールとして、「原始的な権利の設定」は不課税と解されており⁽⁶⁷⁾、例えば、金銭債権を譲渡する場合は「資産の譲渡」に該当するが、金銭債権の発生そのものは「資産の譲渡等」にあ

⁽⁶⁶⁾ 伊川正樹「消費税法における『資産の譲渡』の意義-所得税法における『資産の譲渡』との比較」税法学 573 号 19 頁 (2015) 参照。

⁽⁶⁷⁾ 大島=木村・前掲注(6)57 頁。

たらず不課税となる。同様に、金銭出資や出資の払戻しは不課税であるが⁽⁶⁸⁾、 株式や出資持分の譲渡は資産の譲渡に該当する。また、剰余金の配当や出資 の分配金は「株主または出資者たる地位に基づき受取るもの」として、これ も不課税と解されている(消基通 5-2-8)。

第二に、これは非常に分かりづらいところであるが、有価証券や金銭債権が譲渡されたときの、譲り受けた者の捉え方である。金銭債権を譲渡した者において、譲渡の対価が「資産の譲渡」の対価となることは当然である。問題は、金銭債権を譲り受けた者であるが、消費税法は、譲り受けた者が新たに原債務者に対し金銭を貸し付けた状態になる、という構成をとる。施行令2条1項4号で「資産の譲渡等」の一つとして「貸付金その他の金銭債権の譲受け」が掲げられているのはその趣旨である⁽⁶⁹⁾。ここでは、金銭債権の譲受けを「資産の貸付け」類似の行為と位置付けているのである。

その結果、金銭債権の譲渡があった場合には、譲渡者には資産の譲渡が、譲受者には資産の貸付けが生じ、取引双方に「資産の譲渡等」が生じることになる。もっとも、後述するようにこれらはいずれも非課税である。なお、上記施行令2条1項4号は「貸付金その他の金銭債権」のみを掲げるが、解釈上、国債等有価証券もこれに含まれると理解されている(70)。また、譲受者における「対価」としては、当該金銭債権等に付随する利子等のみならず、償還差益(71)や割引料もこれに含まれることになる。

2 非課税規定

金融取引に関する非課税規定としては、別表第一の2号及び3号がこれを

⁽⁶⁸⁾ 自己株式の取得は原則として不課税と解されている。消基通 5·2·9。市場買入の場合は除く(相手方にとっては通常の株式売却と変わらないから)。浜端編・前掲注(56)210・211 頁。

⁽⁶⁹⁾ 大島=木村・前掲注(6)7-8 頁。

⁽⁷⁰⁾ 大島=木村・前掲注(6)263-265 頁。

⁽⁷¹⁾ なお、公社債等の償還差益・償還差損については、課税売上割合の計算において、 実務上、アキュムレーション・アモチゼーションが認められている。消基通 9-1-19 の 2。

定める。2 号が資産の譲渡、3 号が資産の貸付け及び役務の提供について規定している。

(1)2号

別表第-2号は、「有価証券」「その他これに類するものとして政令で定めるもの」及び「支払手段」「その他これに類するものとして政令で定めるもの」の譲渡を掲げる。(【図表 9 】)

【図表9】別表第一2号の構造

・金商法2①に規定する有価証券

金商法2①

1)国債、2)地方債、3)特殊法人債、4)資産流動化法の特定社債、5)社債、6)特殊法人出 資証券、7)共同組織金融機関の優先出資証券、8)資産流動化法の優先出資証券、9)株券・ 新株予約権証券、10)投信法の受益証券、11)投信法の投資証券・投資法人債、12)貸付信 託の受益証券、13)資産流動化法の特定目的信託受益証券、14)受益証券発行信託の受益 証券、15)CP、16)抵当証券、17)外国債等、18)外国貸付債権信託受益証券、19)カバー ド・ワラント、20)預託証券、21)政令で定める証券(⇒外国法人CD、学校法人債)

その他これに類するものとして政令で定めるもの

消費税法施行令9①

- 1)登録制度等により有価証券が発行されない場合の有価証券に表示されるべき権利
- 2) 合名会社等の社員持分等
- 3)権利株等
- 4)貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権

・外為法6①七に規定する支払手段

外為法6①七

- イ)銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
- ロ) 小切手、為替手形、郵便為替及び信用状
- ハ)電磁的方法で入力されている財産的価値で不特定者間での支払に使用することができるもの(いわゆる電子マネー)で政令で定めるもの(⇒現在指定なし)
- ニ)イ、ロに準ずるものとして政令で定めるもの

外為令2

1)約束手形

2)法6①七イ、ロ又は1)に類するもので支払に使用することができるもの

その他これに類するものとして政令で定めるもの

消費税法施行令9④

・国際通貨基金協定 15 条に規定する特別引出権

イ 有価証券等

まず、「有価証券」については金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券概念を引用している。商法上の有価証券とは範囲が異なるし、法人税法とも定義の仕方が違っている(法人税法上の「有価証券」は「その他これに準ずるもので政令で定めるもの」を含む固有概念である。法法 2 二十一。)。旧証券取引法時代からの法改正を通じて有価証券の定義は拡大してきており、

現在21号まで定められている。

金融商品取引法の目的は「投資者の保護」(同法 1 条)であり、同法上の有価証券概念もその目的に沿って定められているのだから、金商法上の有価証券に該当しない金融商品についても、消費税法の趣旨に即して非課税の範囲を広げる必要がある。別表 2 号はこれを政令に委ねており、施行令 9 条 1 項に掲げられている。

このうち、1 号の「有価証券に表示されるべき権利」とは、登録制度などにより有価証券が発行されない場合を想定した規定であり、実質的な範囲は変わらない。また、3 号はいわゆる権利株の類であるが、適用される場面は多くないだろう。

より重要なのは2号及び4号である。2号はいわゆる持分会社の社員持分等の譲渡を非課税としており、人格のない社団、匿名組合、任意組合の出資者持分もこれに含まれると解されている点に留意すべきであろう⁽⁷²⁾。4号は預金、貸付金等の金銭債権一般について規定しており、これは前述したように消費税法上の「資産」概念が金銭債権を含むことの表れである。

口 支払手段等

次に、「支払手段」については、これは外為法(「外国為替及び外国貿易法」)から引用しており、同法 6 条 1 項 7 号をみることになる。まず、同号イには「銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨」が掲げられているが、品物を買って銀行券で支払ったという場合に銀行券を渡すことは単なる支払いであって、これを「銀行券の譲渡」とは常識的には考えないだろう⁽⁷³⁾。同号ロの「小切手」等は問題ない。同号ハはいわゆる電子マネーのうち「政令で定めるもの」を掲げるが、当該政令は現在に至るまで定められていない。

「支払手段に類するものとして政令で定めるもの」については、消費税

⁽⁷²⁾ 国税庁 HP 質疑応答事例「匿名組合の出資者の持分の譲渡」、

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/24/01.htm.

⁽⁷³⁾ 大島=木村・前掲注(6)44 頁。

法施行令 9 条 4 項が国際通貨基金 (IMF) の特別引出権 (SDR) を指定している。SDR は IMF 加盟国の準備資産として用いられる通貨バスケットであり、この規定が適用されるのは国が他国との間で通貨と SDR を交換する場面に限られよう。

(2) 3号

別表第一3号は、主に利子と保険料について非課税としている。具体的には、「利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け」「信用の保証としての役務の提供」「一定の(預貯金類似の)信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供」「保険料を対価とする役務の提供」を並べ、さらにこれらを包括して「その他これらに類するものとして政令で定めるもの」という規定を置いている。(【図表8】)

このうち、「信用の保証」については、その経済機能は保険とほぼ同一であり(74)、その外延についても保険と同様に考えてよいであろう。

また、「一定の信託の信託報酬」を非課税としているが、ここで掲げられているのは合同運用信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託であり、これらは(所得税法を引用していることからも分かるように、)預貯金類似の商品である。その信託報酬が非課税とされるのはどういうことかというと、一般に信託の収益分配においては信託報酬を差し引いて分配され、この信託報酬は資金仲介サービスに相当するから当然消費税が課されるのであるが、上記の預貯金類似商品については預貯金において資金仲介サービスが課税されていないこととのバランスをみて、当該信託報酬が非課税とされているのである(75)。

⁽⁷⁴⁾ 大垣・前掲注(26)546 頁。

⁽⁷⁵⁾ 大島=木村・前掲注(6)45-47 頁。

【図表 10】別表第一3号の構造

・利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け

消費税法施行令 10①

利子を対価とする金銭の貸付け(国債等の取得に伴うものを含む)

施行令1②四 国債等

- · 金商法 2①一~五、十一
- ・これらに類する外国の証券
- 登録国債
- ・信用の保証としての役務の提供
- ・集団投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供
- ・保険料を対価とする役務の提供(生命保険方式の年金の事務費部分を除く)
- その他これらに類するものとして政令で定めるもの

消費税法施行令 10③

- 1) 預貯金の利子、2) ただし書き信託の収益分配金、3) 定期積金等の給付補填金、4) 無人契約の掛金差益、5) 抵当証券の利息、6) 国債等の償還差益、7) 手形の割引料、8) 金銭債権の買取による差益、9) 割賦販売等の手数料、10) 割賦販売に準ずる取引の利子・保証料相当額、11) 有価証券の賃貸料、
- 12) 物上保証料、
- 13) 共済掛金その他の保険料に類するもの、
- 14)信託終了時に未償却残額で譲渡する特約付きで動産・不動産の貸付けを行う信託の分配金のうち利子・保険料相当額、
- 15) リース料のうち利子・保険料相当額

イ 利子等

戻って、「利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け」については、施行令 10 & 1 項をみると、金銭の貸付けに加えて括弧書きで「利子を対価とする国債等の取得……を含む」とされている。「国債の取得が資産の貸付けに含まれる」ことの意味は初見ではやや理解しがたいが、その趣旨は第 1 節で述べたとおりである。ここでの「取得」は原始取得と解されており、承継取得については施行令 10 & 3 項 8 号

の「金銭債権の譲受け」で読むものとされている(76)。(なお、「国債等」 の定義は施行令1条2項4号にある。)

また、別表第一3号末尾の「その他これらに類するものとして政令で定めるもの」を受けて施行令10条3項が種々の「利子を対価とする貸付け」の類似行為を列挙しており、預貯金、ただし書き信託の収益分配金、割引債の償還差益や手形割引の割引料等々が掲げられ、利子類似のものが幅広く非課税とされている。8号の「金銭債権の譲受けその他の承継」の趣旨は上述のとおりであり、令2条1項4号で貸付けに位置付けられた「金銭債権の譲受け」について、貸付けの対価としての利子が本号によって非課税とされているのである(77)。

なお、そもそも「利子」とは何であるかについて、施行令等は何ら規 定していない。これについては、次節2(2)において考察する。

口 保険料

最後に保険料であるが、まず、別表第一3号の括弧書きにおいて「当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料(当該費用の額に相当する部分の金額に限る。)を対価とする役務の提供を除く。」とするのは、企業年金において年金方式と信託方式があるところ、信託方式の場合には信託報酬が課税されていることのバランスから、年金方式の場合にも保険料のうち事務的経費部分を課税するという趣旨である(78)。

また、「その他これらに類するもの」としては、施行令 10 条 3 項 13 号が「保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するものを対価とする役務の提供」と規定する。共済掛金については当然であろうが、他に「その他の保険料に類するもの」としてどこまで認められるべきか、そ

⁽⁷⁶⁾ 大島=木村・前掲注(6)50 頁。

⁽⁷⁷⁾ 大島=木村・前掲注(6)52 頁。

⁽⁷⁸⁾ 大島=木村・前掲注(6)47 頁。

の外延については解釈の余地があるように思われる。これについては、 次節1 (4) において保険デリバティブとの関係を中心に考察する。

第2節 あてはめ

次に本節では、この十数年来の金融の改革に伴って発展した、新しいタイプ の金融商品について、消費税法別表第一のあてはめを行ってみたい。金商法上 の有価証券等とデリバティブ取引が中心だが、先にデリバティブ取引から検討 することとする。

1 デリバティブ取引

デリバティブ取引について、消費税法上の規定はないので、デリバティブについての一般的理解を基に適用を考えていくことになる⁽⁷⁹⁾。そこで、金融取引の基本法たる金融商品取引法を参照することとしよう。金商法はまず取引の対象である「金融商品」(金商法2条24項)と「金融指標」(同条25項)とを定義したうえで、「『デリバティブ取引』とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう」(同条20項)と、その取引される場所で区分し、さらにそれぞれの定義をおく(同条21~23項)、という構成をとっている。

これらの規定には重複する部分もあるので、本稿では便宜的に、市場デリバティブ取引の定義(金商法 2 条 21 条 各号)を参照し⁽⁸⁰⁾、これらを代表的なデリバティブ取引である(1)先物取引、(2)オプション、(3)スワップと、(4)保険デリバティブに区分して、順に検討する。

⁽⁷⁹⁾ 法人税法におけるデリバティブ取引の定義は、法人税法施行規則27条の7第1項。

⁽⁸⁰⁾ 店頭デリバティブ取引に関しては市場デリバティブ取引と同様の定義がおかれている(金商法2条22項各号)。外国デリバティブ取引については「市場デリバティブ取引と類似の取引」とされている(同条23項)。

(1) 先物取引

まず、金融商品の先物取引は、「売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であって、当該売買の目的となっている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引」(金商法2条21項1号)である(81)。これは売買の予約であるから、予約の段階で「資産の譲渡等」が発生することはないし、差金決済の場合も「資産の譲渡等」は生じないので消費税においては不課税取引となる。決済期日に現渡し・現引きがあったときは資産の譲渡がなされたことになるので、当該商品の性質により課税・非課税が決せられることになる。

次に、金融指標の先物取引は、「当事者があらかじめ金融指標として約定する数値……と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値……の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引」(同項2号)である。この場合は全て差金決済となるので、「資産の譲渡等」が生じることはなく、不課税取引となる。

なお、店頭デリバティブ取引においては、同種の取引が「先渡取引」と 呼ばれているが、消費税法適用上は同じに考えてよい。

(2) オプション

オプションとは選択権を意味し、同一の対象についてコール・オプション (買う権利) とプット・オプション (売る権利) それぞれが取引される。 オプションの対象は金融商品・金融指標に限定されず、スワップ等他のデリバティブ取引も対象となる。

金商法上の定義としては「当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引」 (同項 3 号)とされ、「イ 金融商品の売買……」と「ロ 前二号及び次

⁽⁸¹⁾ 商品先物取引については、商品先物取引法2条1項3号に同様の定義規定がある。

号から第六号までに掲げる取引……〔筆者注:デリバティブ取引〕」が掲げられている。

このような取引は、オプションの売り手が買い手に対して「買う権利/売る権利」を原始的に設定し、買い手が対価を支払う、というものであるから、「資産の譲渡等」が行われたことにはならず、消費税法上は不課税取引となると解される。また、建玉の決済日前の決済は、「売り戻し/買い戻し」と表現されることもあるが、これは建値と決済価格の差額の受渡しによって買う権利/売る権利を消滅させる取引であり、これも「資産の譲渡等」にあたらず不課税である。

なお、オプションが市場で取引されている場合には、あたかも建玉が売り手から買い手に移転しているようにも見え、「買う権利/売る権利」という資産が譲渡されているのではないか、(すると消費税法上の「資産の譲渡」に該当するのではないか、)という疑問が生ずるかもしれないが、市場デリバティブにおける取引参加者の取引相手は取引所であり、取引の管理・決済は取引所に集中されている(82)。つまり、建玉は市場で第三者に売却されるのでなく、取引所との関係で個別に消滅している(同時に取引所と第三者の間で新たな建玉が発生している)ので、市場での建玉の「売買」において実際には「資産の譲渡等」は発生していない。

(3) スワップ

スワップは、「当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品……の利率等……又は金融指標……の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品……の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。)」(同項 4 号)と規定されている。我が国

⁽⁸²⁾ 三菱東京 UFJ 銀行『デリバティブ市場のすべて』3頁(きんざい、2014)。

で行われているスワップ取引は全て市場ではなく相対で行われており、契約のひな型として一般に ISDA(83)マスターが用いられる。

スワップには同一通貨の金利を交換する金利スワップ、異なる通貨間で 交換する通貨スワップ等々、非常に幅広いバリエーションがあるが、現行 実務はこれらを「支払手段の譲渡」に該当するものとして非課税取引とし ている⁽⁸⁴⁾。

しかしながら、この取扱いにはやや違和感を覚える。実務の理解はおそらく、スワップに取引において両当事者は円貨なり外貨なりの「支払手段」を互いに譲渡しているのだ、ということであろうが、「金銭の支払い」は実際には銀行間の送金によって行われ、日銀券やドル紙幣という「モノ」が譲渡されているわけではない。「支払手段(モノ)の譲渡」と「金銭の支払い(行為)」は別の概念であり、「金銭の支払い」を互いに行うだけであればそこに資産の譲渡は存在しないのだから、スワップは不課税取引と解する方が自然ではないだろうか。

もっとも、支払手段の譲渡の対価は課税売上割合の計算において分母に 算入されないから(消費税法施行令48条2号1項)、実質的には不課税取 引として扱う場合と変わりはない(85)。

(4) 保険デリバティブ

以上の三類型がデリバティブ取引の基本的な形態であるが、他に、クレジット・デリバティブや天候デリバティブのような、一定の事由の発生を 条件に金銭を支払うことを約するタイプの取引が行われており、「保険デリバティブ」と称される。これらは、保険契約との境界が問題となる(86)。

⁽⁸³⁾ International Swaps and Derivatives Association。 1985 年に創設された国際的業界団体。

⁽⁸⁴⁾ 植松浩行編『回答実例 消費税質疑応答集 [平成23年版]』217頁(大蔵財務協会、2011)。

⁽⁸⁵⁾ なお、日下文男『金融取引をめぐる所得課税と消費課税』266-268頁(税務経理協会、2013)は、通貨スワップについて元本部分も交換される点に着目し、互いに金銭の貸付けを行っているものとみて利子部分を非課税売上と解すべきと主張する。

⁽⁸⁶⁾ オプション取引もリスクが移転している点では保険契約に類似する性質を有する

イ 保険と保険デリバティブの区別(87)

保険デリバティブは金商法では2条21項5号に定められており、「当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引」である。そして、支払条件となる事由としては「イ法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの」と「ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの」が掲げられ、前者はクレジット・デリバティブ、後者は天候デリバティブ等に相当する。

一方、保険法における保険契約の定義は、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付……を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料……を支払うことを約する契約」(保険法2条1号)である。

両者は文言上、保険料について「当該一定の事由の発生の可能性に応じたもの」という限定が付されていること以外、ほとんど違いはない。 そして、保険デリバティブの対価が「事由の発生の可能性に応じたもの」 となることは市場原理からして当然であるから、法の定義によっては両 者を区別しがたい⁽⁸⁸⁾。

そこで、両者の区別は解釈に委ねられることになるが、保険法学においては、保険契約における保険金が損害を填補するものであるのに対し、保険デリバティブでは損害の有無とは無関係に事由の発生のみを条件

が、法の定義上、オプションと保険の違いは明確であると考える。山下・後掲注(88)18 頁参照。

⁽⁸⁷⁾ 法人税における保険とデリバティブの区別について、中里実「法人課税における保険とデリバティブの境界」落合誠一先生還暦記念『商事法への提言』925頁(商事法務、2004)。

⁽⁸⁸⁾ 人の生命・健康はデリバティブの対象には出来ないので、その区別が問題となる のは損害保険に関してである。

として支払いがなされること、つまり「損害填補性」が保険契約のメルクマールとされているようである⁽⁸⁹⁾。(他に、収支相等原則や大数法則といった保険技術を保険契約の要素とする考え方もあるが、衛星保険のような個別独立性の高い保険については該当しないという難点がある。)

ロ 消費税法上の取扱い

さて、本稿の文脈における問題点は、消費税法上、保険デリバティブが「役務の提供」にあたるのか(あたるとすれば非課税規定に該当するか)であるが、「損害填補性」を有しない保険デリバティブには「役務の提供」が存在しないことから、「資産の譲渡等」に該当せず不課税であると解する。

なぜなら、損害填補契約である保険契約においては、第1章第2節2 で述べたとおり、逆選択やモラル・ハザードといった機能不全が生じる ため、これを防止するために保険会社は契約保全や損害調査といった費 用を投じている⁽⁹⁰⁾。そして、これが保険料に反映されることで、保険契 約においては「役務の提供とその対価の支払い」という関係性が観念さ れ、消費税の課税対象たる「資産の譲渡等」に該当することになるので あるが、損害填補性のない保険デリバティブ取引においては、そうした 関係性が存在しないのである。

従って、消費税法上も、損害填補性を基準とする保険法学上の保険/ 保険デリバティブの区別と同じ基準を導入することが正当化され、前者 を非課税取引、後者を不課税取引として取り扱うべきと考える。

(5) 小括

以上、デリバティブ取引の各類型についてみてきたが、これらはいずれ も「資産の譲渡等」に該当せず、不課税と解することが妥当と考える。

⁽⁸⁹⁾ 山下友信=永沢徹編著『論点体系 保険法1』12-15頁〔伊藤雄司〕(第一法規、2014)。また、この論点については山下友信『保険法』19-26頁(有斐閣、2005)が詳しい。(但し、山下は損害填補性を区別の基準とすることに懐疑的である。)

⁽⁹⁰⁾ 下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険〔第3版〕』79頁〔米山高生〕(有斐閣、2010)。

なお、実際の取引の現場では、デリバティブ取引の内容は多様であり、 上記取引を合成したものも多い。例えばトータル・リターン・スワップは、 参照資産(債権等)から生ずるキャッシュ・フロー及びキャピタル・ゲイン(参照資産に評価益が出た場合)と、キャピタル・ロス(評価損が出た 場合)及び市場金利(+プレミアム)を交換する取引で、一定のクレジット・イベントが生じた場合にはその時点で決済(参照資産の譲渡ないし差額決済)を行うものであるが、これはスワップとクレジット・デリバティブの合成的な取引と考えられる。

こうした取引も、(参照資産そのものの譲渡が行われない限り、)「資産の 譲渡等」が存在せず、不課税取引となると考える。

2 投資商品

投資商品のラインナップは、消費税導入時から様変わりしている。その要因の一つは上述したデリバティブ取引の発展であり、デリバティブを組み込んだ様々な仕組商品が開発・販売されている。もう一つの要因は、資産流動化法に至る証券化法制の整備と証券化業務の発展である。

消費税法の適用においては、基本的には、(i)それら商品の販売について「資産の譲渡」該当性を、(ii)商品の利子・収益の分配について「資産の貸付けの対価」ないし「役務の提供の対価」該当性を、発行体の法形式や契約内容をみてそれぞれあてはめていくことになる。

(1) 商品の販売

イ 金商法上の有価証券となるもの

まず、社債にデリバティブを組み込んだ仕組債に関しては、ほとんどの発行体は海外の政府系機関や法人であるから、金商法上の有価証券(同法2条1項17号)に該当することとなり、その販売は消費税法上の非課税取引となる。また、昨今では投資信託にデリバティブを組み込んだものも多くみられる(いわゆるノックイン投信等)が、投資信託もやはり有価証券であり(同項10号)非課税となる。

証券化商品については、資産流動化法上の特定目的会社が用いられることが多いと思われるが、その発行する特定社債は金商法上の有価証券である(同項 4 号)。特定目的信託の受益証券も有価証券である(同項 13 号)が、これはあまり利用されていないようである⁽⁹¹⁾。不動産の証券化においては投資法人(いわゆる J-REIT)も活用されるが、その発行する投資法人債もやはり有価証券に含まれる(同法 11 号)。

このように、金商法上の有価証券概念が各種投資商品を幅広く網羅的 に取り込んでいるため、消費税法上も非課税となるものが多い。

ロ 金商法上の有価証券でないもの

金商法上の有価証券でない投資商品としては、いわゆる集団投資スキームの持分があり、金商法上では「みなし有価証券」として定められている(同法 2 条 2 項 5 号)。すなわち、(i)任意組合、(ii)匿名組合、(iii)投資事業有限責任組合(いわゆる LPS)、(iv)有限責任事業組合(いわゆる LLP)、(v)社団法人の社員権その他の権利で、出資者が収益の配当または財産の分配を受けることが出来る権利、である。

本章第1節でみたように、消費税の実務において組合持分等は施行令 9条1項2号に該当すると解されており、非課税となる。(もっとも、これらの持分等は流動性が低いので、一旦出資がなされれば持ち切りとなることが多く、頻繁に売買されるようなものではないだろう。)

こうしてみると、ほとんどの有価証券以外の投資商品もその多くは非 課税に該当するのであるが、例外として、受益者等課税信託の受益権が 譲渡された場合は消費税法上もパススル一扱いとなり、信託財産の譲渡 がされたことになる(消基通 4·3·3)(92)。従って、信託財産が課税資産 であれば課税取引が行われたことになるし、有価証券や金銭債権等の非 課税資産が信託財産の場合には、受益権の譲渡により譲渡者に非課税売

⁽⁹¹⁾ 大垣尚司「展開講座 金融と法 第20講 ストラクチャードファイナンス③」法学 教室350号94頁(2009)。

⁽⁹²⁾ 資産流動化法上の特定目的信託より、信託法上の信託が用いられることの方が多いようである。大垣・前掲注(90)参照。

上が生じる。

(2) 利子・分配金等

次に、投資商品から得られる利子・収益の配当等についてであるが、これに関しては別表第一3号の適用関係について、その問題領域を、(i)母体資産、(ii)利子等の外延、(iii)受領した金員の区分処理(元利按分等)、の三つの局面に切り分けることができよう。

イ 母体資産

第一に、(本章第1節でみたように、)利子等を生ずる母体資産については別表第一を受けた施行令 10条で幅広く規定されているので(前述したように同条3項8号が各種債権が譲渡された場合の包括的な規定である)、貸付金や債権の利子、投資信託の収益分配金等、多くが非課税に該当することになる。

問題はパススルー事業体の場合である。このうち匿名事業組合については、消費税法基本通達 1-3-2 が匿名組合の事業は「営業者が単独で行ったことになる」と解しており、匿名事業組合は消費税法上パススルーではなく、出資者に消費税の課税関係は生じない。

他方、任意組合や受益者等課税信託については消費税法上もパススルーなので、組合・信託の行った資産の譲渡等は各構成員(消基通 1-3-1)や受益者(消費税法 14条 1項)が行ったものとなる。もっとも、これらが投資ファンドとして用いられる場合は、その収入となるのは利子・配当・収益の分配等、消費税法上の非課税ないし不課税取引となるものがほとんどであろうが(93)、それらが非課税売上となることで、構成員等における課税売上割合が影響を受けることになる。

ロ 「利子」の外延

次に、別表第一3号により非課税となる「利子」等の外延が問題とな

⁽⁹³⁾ 有限責任事業組合 (LLP) についてはその活動は投資に限定されていないことから、課税取引が生じうる。沼田博幸「組合形式の事業体に対する消費税の課税について一パススルー課税の問題点を中心として一」明治大学会計論叢第1号17頁(2006)参照。

る。「手数料」等、利子・利息以外の名義で支払われる金員のうち、「利子」に該当するのはどこまでか、という問題である。例えば、利息制限法は「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす」(同法 3 条)とするが、この「みなし利息」について、消費税法上はどう扱うべきか。

「利子」概念に関する所得税法上の議論として、利子所得(所得税法 23 条 1 項)該当性(94)や国内源泉所得(同法 161 項 6 号の「貸付金の利子」)該当性(95)が争われた事例があるが、前者については消費税法上の利子は消費寄託に基づくものに限定されておらず、後者については消費税法は債権の譲渡も「金銭債権の譲受け」(施行令 10 条 3 項 8 号)として資産の貸付けに含むという理解をしているので、これら所得税法上の議論はここでは参考にならない。消費税法上の「利子」の外延については、消費税法独自にその外延を画さなければならない。

では、消費税法上の「利子」とは何であるか。これについては、社会通念としての「利子」概念を念頭におきつつも、消費税法の課税対象である「資産の貸付けの対価」に該当するか否か、によって判断するしかないであろう。その積極的判断要素としては当該対価が(i)貸付元本及び(ii)貸付期間に比例的に増減すること、消極的判断要素としては他に役務の提供が行われていないこと、が挙げられるのではないかと考える。

例えば、金融業者が顧客との契約時に一件ごとに徴収する契約締結料や貸付金額に応じて徴収する事務手数料は、いずれも元本・期間に対する比例性がなく、消費税法上の利子とはいえない⁽⁹⁶⁾。(従って、利息制限法上のみなし利息概念と消費税法上の利子概念は一致しない。)他方、クレジット・カードの分割払いでは利子相当額が「手数料」名義で徴収

⁽⁹⁴⁾ 例えばデット・アサンプション契約に関する東京高判平成 17年 12月 21日訟務 月報 54 巻 2 号 472 頁。

⁽⁹⁵⁾ 例えばレポ取引に関する東京地判平成 19年4月17日判例時報 1986号 23頁。

⁽⁹⁶⁾ 植松編・前掲注(84)236 頁。

されるが、これは利子に相当し非課税と解すべきであろう。なお、施行令 10 & 3 項 9 号が「割賦販売等に係る手数料でその額が契約時に明示されているもの」を役務の提供の対価として非課税としており、クレジット・カードの分割払い手数料は同号に該当する。だが、同号がなくとも貸付金の「利子」に該当して非課税と解しうるのでないだろうか(97)。

ハ 区分処理の可否(元利按分等)

最後に、受領した金員が経済実質的に複数の性質を併せ持つ場合に、 これを経済実質に即して区分して処理すべきか、という問題がある。

これについては、施行令 10 条が母体資産ごとに規定していることから、一義的には母体資産に即してあてはめを行うべきであり、経済的実質に応じて区分して処理する必要はないと考える。例えば、仕組債等にはオプションの売りを組み込んで高利回り商品として組成する例が多くみられるが、こうした場合に利子(非課税)とオプションの対価(不課税)を区分することはそもそも困難であって、仕組債であれば利子として処理する他はない(同条 1 項)(98)。あるいは、法人税法には特定株式投資信託(ETF等)の収益分配金につき受取配当益金不算入制度の適用があるが(措置法 67 条の 6)(99)、消費税法上これを受取配当(不課税)と解する余地はなく、同条 3 項 2 号によって非課税である。

他方、元利金の返済があった場合は利子部分(非課税)と元本償還部分(不課税)を按分する必要があるが、通常は契約条件から利率が明らかなのでその按分は容易であろう。但し、やや特殊な事例として、住宅ローン債権の証券化スキームにおける劣後受益権の収益配当金の元利

⁽⁹⁷⁾ 国税庁 HP の質疑応答事例においても役務提供の対価ではなく「利子に相当する」 と説明されている。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/06/02.htm.

⁽⁹⁸⁾ 法人税基本通達 2-3-42 は組み込まれたデリバティブの区分処理を継続性要件の下に認めているが、消費税法にこうした取扱いはない。

⁽⁹⁹⁾ 法人税法 81条の4第1項括弧書きの非支配目的株式等に該当するので、対象額は その20%相当額となる。(平成27年度改正前は、公社債投信以外の証券投資信託の 収益分配金の1/2が対象とされていた。)

按分について争われたものがある(100)。受益権が質的に分割されたために、按分の基準とすべき利率が不明になったのである。本稿では詳細は論じないが、気になるのは、第一審、控訴審ともに法人税法 22 条 4 項及び金融商品会計実務指針 105 項の適用関係のみ論じられ、消費税法については何ら言及されずに法人税法上の按分方式がそのまま採用されたことである。本来法人税法と消費税法は別の法体系であり、(結果的に一致するとしても、)消費税法上いかなる基準で按分すべきかについて、別途論じられるべきだったのでないか。

第3節 限界事例

前節では、デリバティブや証券化の発展に伴い多様化した金融商品について、 消費税法の適用関係を検討した。だが、金融の高度化に伴う取引形態の変化は、 そうした分野に止まらない。

本節では、もっとも基本的な金融取引である銀行貸出に立ち戻り、そこに生じている取引形態の変化と消費税法の適用関係についてみていくこととする。

1 ローン・コミッション・フィー(101)

イ 概要

事業活動において、企業は一時的な資金不足に備えて手元流動性を確保 しておく必要があるため、多くの企業は銀行から融資を受けると同時に要 求払預金を保有しており、融資と預金が両建てとなっている(102)。この両 建て部分は実質的には与信が存在せず、両建額×預貸金利差は企業が手元

⁽¹⁰⁰⁾ 第一審東京地判平成 24 年 11 月 2 日裁判所 HP、控訴審東京高判平成 26 年 8 月 29 日ジュリスト 1475 号 8 頁。

⁽¹⁰¹⁾ 本項では、主に大垣・前掲注(26)222-229 頁を参照している。

⁽¹⁰²⁾ かつては、手形割引や融資にあたって貸出金の一定比率を預金させる「歩積・両建」預金の慣行があったが、今日では金融庁の監督指針において、過当な歩積両建預金等は不適切なものとされている。金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」 III-3-1-6-2。

流動性不足に備えるためのコストと言える。

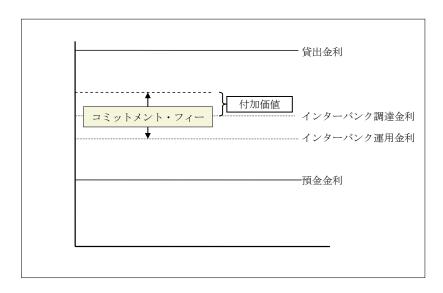
しかし、流動性確保のニーズがあるのであれば、それに正面から応える 商品の提供を受けて相応の対価を支払った方が合理的である。そこで、最 近では、銀行が融資枠限度まで「貸し出す義務」を負担する一方、対価と して企業が手数料を支払う「コミットメント・ライン (融資枠契約)」が普 及しつつある⁽¹⁰³⁾。手数料の算定方式には、未貸出残高 (=融資枠一貸出 残高)に一定率を乗ずる方式 (コミットメント・フィー)と、融資枠全額 に一定率を乗ずる方式 (ファシリティー・フィー)がある。

ロー付加価値の所在

この契約を付加価値の観点から捉えるとどうなるか。銀行は資金供与に備えるため、契約期間中は融資枠相当の資金を調達しておき、借入申込のないときはインターバンクに放出して運用することになる(企業に替わり銀行が両建てのポジションをとることになる)ので、銀行におけるコミットメント・ラインの費用はインターバンクでの預貸スプレッド(+事務的経費)となる。(【図表 11】)

従って、コミットメント・フィーとインターバンク預貸スプレッドの差が、銀行が提供する付加価値に相当する。つまり、コミットメント・フィーの全額が付加価値を構成するわけではないし、全く付加価値を含まないわけでもない。しかし、第1章でみた資金仲介サービスと同様、この付加価値部分を前段階税額控除方式によって課税することは困難である。

⁽¹⁰³⁾ コミットメント・フィーを利息制限法上のみなし利息から明示的に除外することを定めた 1999 年の「特定融資枠契約に関する法律」の制定も背景にあるだろう。



【図表 11】コミットメント・ラインにおける付加価値

ハ 消費税法の適用

現行実務は、コミットメント・フィーについて、「実際に貸付けが行われなかった金額に対する逸失利益を補填する性格を有するもの」として不課税としているようである⁽¹⁰⁴⁾。

しかし、この見方には疑問がある。おそらく実務はコミットメント・フィーを一種のキャンセル料と解しているのであろうが(消費税法基本通達 5-5-2 参照)、コミットメント・ラインにおいて企業は融資枠までの借り入れを約しているわけではないので、予約のキャンセル料という見方はあたらないだろう。

経済的な性質を考えると、この契約は銀行が企業に対してタイミング・ リスクのカバーを提供するものであり、むしろ保険契約に近いものと思われる。すると、「保険料に類するもの(消費税法施行令 10 条 3 項 13 号)」

⁽¹⁰⁴⁾ 植松編・前掲注(84)239 頁。

として非課税とすることが考えられるが、前節で保険デリバティブとの境界につき検討したとおり、本稿は「保険料」該当性の基準として「損害填補性」を採用する立場であり、すると、コミットメント・ラインは単に融資枠までの貸出を約しているだけであるから、保険料とも解しがたい。

そこで、あらためてコミットメント・ラインの性質に立ち戻って考える。「特定融資枠契約に関する法律」における定義規定をみると、同法2条柱書きが「一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約」と定めている。この規定に拠ることとすれば、本契約では「金銭消費貸借契約を成立させる権利」が原始的に発生している、と理解される。従って、消費税法上は、コミットメント・フィーは「権利の原始的設定の対価」として不課税と解するのが妥当でないかと考える(結論は現行実務と変わらないが、理由づけが異なる)(105)。

2 キャップ・ローン契約におけるキャップ料

イ 概要

企業が変動金利で借り入れを行う際に借入金利に上限を設定し、その対価として上限金利設定手数料(キャップ料)を銀行に支払うものをキャップ・ローンという(106)。キャップという名称は Cap (帽子) に由来する。逆に、下限金利を設定するものをフロア (Floor) といい、キャップとフロアを組み合わせたものはカラー (Collar; 詰禁) と呼ばれる。

いずれもイメージに由来した愛称的な名前が与えられているが、その実

⁽¹⁰⁵⁾ 木村剛志『実務家のための消費税実例回答集[九訂版]』431頁(税務研究会、2012) も、コミットメント・ライン維持手数料を「貸出予約権の原始的設定」の対価であり 不課税となると説明している。

⁽¹⁰⁶⁾ 近年では、一部金融機関が住宅ローンを対象に一般向けにもキャップ・ローンを 提供している。

質は金利オプション (スワップション) に他ならない。キャップは借り手企業が金利オプションの買い手となって、市場金利が上限金利を上回った場合にオプションの売り手である銀行から市場金利と上限金利の差額を受け取ることで、市場金利上昇時の支払金利増加リスクを回避しているのである。また、フロアは企業が金利オプションの売り手となる取引であり、カラーには売りと買いを相殺することでオプションプレミアムを低く抑える効果がある(107)。

キャップ取引は借入とは切り離すことが可能であり、借入期間の途中から行うことも出来るし、キャップ部分のみを借入先とは別の第三者金融機関から購入(金利オプション取引そのものである)することも何ら問題はない。

ロ 消費税法の適用

キャップ料について現行実務は、「貸付期間及び上限金利等を踏まえて金利に上乗せるものであり、実質的には金銭の貸付けに伴う利子と認められる」として、非課税として扱っている(施行令 10 条 1 項の適用)。また、キャップを第三者金融機関から購入する場合には、「将来の金利の上昇によって生ずる借主の損失を補てんするためのもの」であり、施行令 10 条 3 項 13 号の「保険料に類するものを対価とする役務の提供」に該当するとして、やはり非課税扱いとしている(108)。

しかしながら、これらの取扱いにはやや違和感を覚える。金利オプションのみが取引される場合のオプションプレミアムは(前節で述べたように)「権利の原始的設定の対価」として不課税取引となるところ、借入企業が金利変動のヘッジとして取引する場合には非課税取引になる、という取扱いは明らかに非対称的である。

おそらく実務は、融資取引本体との牽連性を重視して、キャップ料も消

⁽¹⁰⁷⁾ 特に、売り買いのプレミアムを同額にしてプレミアムを発生させないように調整したカラー取引をゼロカラー取引と呼ぶ。三菱東京 UFJ 銀行・前掲注(82)22 頁。(108) 植松編・前掲注(84)238 頁、257 頁。

費税法の課税対象たる「資産の貸付け」の対価に含まれる、と解しているのであろう。しかし、融資との牽連性を重視するならば、前節で利子から除外した契約締結料・事務手数料の類も利子に含めなければならないだろう。あるいは、本稿は前節で利子のメルクマールとして(i)貸付元本及び(ii)貸付期間に比例的に増減することを提示したところ、この基準に照らしても、オプション価格は想定元本には比例するが契約期間には比例しないので(109)、やはり利子には相当しない。

また、第三者からキャップを購入する場合に、変動金利の利払い増を借主の「損失」と位置付けているが、金利上昇局面で利払いが増加することは変動金利契約では当然予定されているから、これを「損失」というのは解釈論としてやや拡張的な嫌いがある。但し、借入先とのキャップ契約を非課税取引とするのであれば、取引中立性の観点からは第三者との取引も同様に非課税として扱うことが望ましいとは言える。

第4節 小括

以上、金融取引への消費税法のあてはめについて、デリバティブ取引や投資商品の取扱いを中心に検討を行った。前節でみたようにやや判断の難しい局面も無くはないが、通達や質疑応答事例まで視野を広げれば、実務上の取扱いは概ね定まっていると言えよう。やや感想めいたものとなるが、総括的に若干のコメントを加える。

1 法原理の不在

第一に、消費税法はその歴史が比較的浅く、また、消費税法の実体面での 係争事案が少ないこともあって⁽¹¹⁰⁾、消費税に関しては「法原理」といえる

⁽¹⁰⁹⁾ オプション価格は権利行使日に近づくにつれ急速に減少する。

⁽¹¹⁰⁾ 日下・前掲注(57)223 頁は、「消費税に関する争訟の中心的内容は仕入税額控除の 適否をめぐる消費税法 30 条 7 項の解釈であり、付加価値税としての付加価値とは何

ような拠って立つべき解釈原則が存在しないことが指摘できる。これは、所得税において長年の論争の末、所得概念につき「包括的所得説」「純資産増加説」が確立しており(111)、あるいは相続税において遺産税 vs 遺産取得税という対立軸の下で議論が積み重ねられ、それらが各々の税法領域における議論の確固たるバックボーンとして機能していることと対照的である。

そもそも、我が国の消費税が付加価値税であることは広く一般に認識されているものの、消費税法においては「付加価値(value added)」の語すら用いられていないのである。従って、「付加価値」は経済学上の概念として参照する他ないが、第1章でみたように、金融取引においては比較的単純な取引ですら付加価値の所在が明瞭でない場面が多々ある。

そのため、金融取引に関する消費税法の解釈・適用においては、「かくあるべし」という先験的な判断が働きにくいのである。

2 「公平性」と「中立性」

第二に、租税法の基本原則たる「租税公平主義」の要請として「公平性 (equity)」と「中立性 (neutrality)」が並び挙げられるが⁽¹¹²⁾、第2章で述べた課税売上割合との関係で、金融取引に関する消費税法の適用においては「公平性」は後退し⁽¹¹³⁾、「中立性」が前景により強く表れてくるように思われる。

というのも、第2章でみたように、金融取引に関しては「非不」判定が課

かや、課税取引・非課税取引・不課税取引の概念についての争いはほとんどなく、したがって、これらの領域や金融取引をめぐる消費課税についての学問上の研究も、ほとんどなされてこなかったというのが実情である」とする。中里・前掲注(11)11 頁も同様の指摘をする。

⁽¹¹¹⁾ 例えば、本章第3節2 (2) ハで触れた信託劣後受益権における元利按分に関して、所得税・法人税においては純資産増加説に基づき資産の増価分を所得(=利子)とみる、というアプローチが可能であるが、消費税法の解釈においては、まず、そのようなアプローチの正当性を検討する必要がある。

⁽¹¹²⁾ 金子·前掲注(5)84 頁。

⁽¹¹³⁾ ここでの「公平性」は、「担税力に応じた課税(垂直的公平)」の意味でなく、「平 等取扱原則(水平的公平)」の意味で用いている

税売上割合を通じ仕入税額控除に影響するのであるが、非不のいずれかであれば課税売上割合が合理的な割合となるというものではなく、場合によっては問題解決が「準ずる割合」の適用に委ねられる。すると、いくら厳格に公平な適用を貫いても「準ずる割合」によって覆ってしまうのであれば、その厳格性は実質的にはあまり意味を持たないことになる。

他方、金融取引はいわゆる「足の速い」取引であり、租税裁定に敏感である。代替的な取引が可能であれば、税負担の低い取引が選択される可能性が高く、その意味で課税の「中立性」を制度設計においても執行面においても重視すべき要請が強い。前節で述べたキャップ取引の例で言えば、借入先に支払うキャップ料を非課税として扱うのであれば、第三者とキャップ取引を行う場合のキャップ料も非課税として扱わないと、取扱いが非中立的となり望ましくない(114)。

勿論、公平性(平等取扱原則)は租税法における重要な原則の一つであるが、金融取引にかかる消費税に関しては、①そもそも付加価値の所在が明確でない、②課税売上割合の算定が必ずしも合理的なものとはならない、という二重のスクリーンを通過するために、焦点がぼやけてしまうのである。教科書の租税公平主義の項で必ず取り上げられるスコッチライト事件(115)のような事例とは、景色が異なるのである。

3 他税法・会計における取扱いとの関係

第三に、(これは金融取引のみならず消費税法全般に関するものであるが、) 他税法や会計における取扱いとの整合性をどこまで揃えるべきか、という問 題がある。執行の簡便性や納税者の利便性を考えれば取扱いを揃えるに越し たことはないが、とはいえ所得税法・法人税法と消費税法は別の法体系であ るし、消費税法には法人税法 22 条 4 項のように会計基準を取り込む規定も

⁽¹¹⁴⁾ 貸出銀行がキャップ取引のみを系列の証券会社に迂回させることは容易と思われる。

⁽¹¹⁵⁾ 大阪高判昭和 44 年 9 月 30 日高裁民集 22 巻 5 号 682 頁。

ない。従って、原則論としては、あくまで消費税法の規定に従って解釈・適 用を行うべきであろう⁽¹¹⁶⁾。

第5節 その他のトピック

最後に、昨今話題に上がっているややイレギュラーな取引について、消費税 法上の取扱いにつき私見を簡潔に述べる。

1 マイナス金利

イ 概観

本年(平成 28 年)1月 29 日、日本銀行政策委員会はいわゆるマイナス 金利政策の導入を決定し、2月 16 日から実施された。これは、金融機関が 保有する日銀当座預金の金利の算出式において、一定の残高以上の部分に 対しマイナスの金利を適用するものである(117)。当座預金から出し入れされる資金にはこの金利が適用されるため、金融機関が直面する限界金利が マイナスとなり、その影響がインターバンク市場に波及して、コール市場 金利はもちろん長期金利までもがマイナスに転じることとなった。

消費税法の適用においては、これまで述べてきたように利子は非課税とされているところ、利子がマイナスの場合はそもそも「対価を得て」行う資産の貸付け(法2条1項8号)に該当しないのでないか(該当しなければ不課税となる)、という点が問題となる。

ロ コール取引

資金の貸し手はマイナス金利相当額を支払っており、明らかに「対価を 得て」はいないことから、不課税と解するしかないのではないだろうか。 資金の借り手はマイナス金利相当額を受け取っており、これを保管料を

⁽¹¹⁶⁾ その意味で、住宅ローン債権の証券化スキームにおける劣後受益権の収益配当金の元利按分が争われた前掲注(99)の事案において、何ら消費税法に言及せずに会計基準がそのまま適用されたことには疑問がある。

⁽¹¹⁷⁾ 日銀 HP 参照。http://www.boj.or.jp/mopo/index.htm。

得て行う役務の提供とみれば「資産の譲渡等」に該当することになる。すると、相応する非課税規定がないから消費税を課すべきことになってしまうが、さすがにそれは金融市場に混乱を招きかねず、避けるべきであろう。

ハ 公社債

まず、公社債の売買そのものは、対価がマイナスになっているわけではない(むしろ値上がりしている)ので取扱いは変わらず、別表第一2号により非課税である。

問題は利子相当部分であるが、まず、利付債については、低率ではあるがクーポンが付いているので、施行令 10 条 1 項の「利子を対価とする国債等の取得」に該当し、クーポンの受取りは非課税売上となろう。ただし、クーポンと償還差損(施行令 48 条 6 項)の合計がマイナスとなることから、課税売上割合の算定において分母にマイナスに寄与してしまう(118)点をどう考えるかが問題となろう。

また、割引債(ゼロクーポン債)については、償還差損しか生じないことから、コールローン同様「対価を得て」おらず、不課税と解されるように思われる。

2 仮想通貨(119)

イ 概観

ビットコイン等の仮想通貨の経済的機能は、文字通り「通貨」に類似した決済用途であり、仮想通貨自体は消費されるべき付加価値を含まない(120)。従って、理論的には仮想通貨は消費税の課税対象とすべきではない。

⁽¹¹⁸⁾ 極論すると、課税売上割合が1を上回る事態が生じうる。

⁽¹¹⁹⁾ 本項では土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル 23 号 69 頁 (2014) を 参照している。http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/23/pdf/04.pdf。

⁽¹²⁰⁾ 国民経済計算的には、いわゆる「マイニング」に投じた費用は付加価値を構成することになろう(印刷局・造幣局における紙幣印刷・硬貨鋳造の投入費用が付加価値となるのと同じ理屈)が、この部分に前段階仕入税額控除方式の消費税を課すことは困難である。

仮想通貨の法的位置づけについては、ビットコインにつき「所有権の客体とはならない」とした東京地判平成27年8月5日(未登載)がある。また、ビットコインには発行主体ないし債務者が存在しないから、これは何らかの権利を表象する有価証券ともいえない。今のところ、ビットコインは物権の客体でも債権を表象するものでもない、単なる「電磁的に記録された符号」として理解する他ないように思われる。

ロ 消費税法の適用

では、そうした単なる「符号」は消費税の課税対象となるか⁽¹²¹⁾。本章 第1節で述べたように、消費税法においては「資産」概念が広く捉えられ ており、現実に経済的価値を有し取引の対象となっている以上、ビットコ インも消費税法上の「資産」に該当すると解さざるを得ないと考える⁽¹²²⁾。 すると、非課税規定該当性が問題となる。まず、別表第一2号について

すると、非議院規定該当性が问題となる。ます、別表第一2号については、本章第 1 節 2 (1) で詳述したように、「有価証券」については金商法 2 条 1 項各号、「有価証券に類するもの」については消費税法施行令 9 条 1 項各号をみることとなるが、文言上明らかにいずれにも該当しない。

また、「支払手段」については外為法 6 条 1 項 7 号が引用されており、同号列挙事項のうち性質上仮想通貨に最も近いのが「ハ 証票、電子機器 その他の物……に電磁的方法……により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。)」であるが、文末括弧書きの政令は現在まで定められていない(いわゆる「空振り」)。「支払手段に類するもの」については消費税法施行令 9 条 4 項に IMF の SDR のみ掲げられており、やはり該当しない。

他の非課税規定としては、別表第一 4 号ハの「物品切手」「その他これ

⁽¹²¹⁾ 土屋・前掲注(120)80 頁はこの点につき留保する。

⁽¹²²⁾ 法別表第一4号ハを受けた施行令11条が、非課税取引の対象として資金決済法3条1項の前払式支払手段に該当する「番号、記号その他の符号」を掲げていることからも、「番号、記号その他の符号」自体は消費税法の課税対象となる、と考えるのが自然だろう。(そうでなければこの非課税規定は不要であろう。)

に類するもの」についても検討を要するが、まず、「物品切手」は条文中括 弧内で「物品の給付請求権を表象する証書」と規定されており、仮想通貨 は明らかにこれに該当しない。また、「類するもの」については、消費税法 施行令 11 条が「役務の提供又は物品の貸付けに係る請求権を表象する証 書」「資金決済法 3 条 1 項に規定する前払式支払手段」を掲げるが、前者 はやはり明らかに該当しない。さらに、後者につき資金決済法 3 条 1 項を みると、同項は「その発行する者……から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために……使用することができるもの」と規定しており、発行者の存在が前提となっているところ、ビットコインにおいては特定の発行者が存在しないことから、やはりこれにも該当しないと解する他ない(123)。

従って、現行法の解釈としては、ビットコインは消費税の課税対象になると解される。非課税とするには、新たに非課税規定を設ける必要がある(124)。

⁽¹²³⁾ なお、欧州司法裁判所は 2015 年 10 月 22 日、ビットコインについて VAT 非課税 (EU 指令 135 条 1 項(e)に該当) とした。

⁽¹²⁴⁾ なお、平成 28年5月に成立した改正資金決済法により、仮想通貨の交換業が金融 庁の監督下におかれることとなった。同改正法は仮想通貨の定義として、「物品を購 入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のた めに不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入 及び売却を行うことができる財産的価値……であって、電子情報処理組織を用いて移 転することができるもの」(同法2条5項1号)としている。

結論

本稿では、金融取引にかかる消費税の取扱いについて、理論(第1章、第2章)と法適用(第3章)の両面から考察を行った。

1 理論面

理論面に関しては、金融機関が生産する付加価値が取引金額中に内包されているために、前段階税額控除方式の付加価値税が機能しない点を中心に考察した。これは先行研究においても論じられており、代替的な課税方式もいくつか提案されているが、執行上の種々の問題が難点となっている。おそらく最もハードルが低いのは NZ 等で既に課税されている損害保険と思われるが、それでも我が国で直ちに課税するのは困難と思われるし、生命保険や銀行の預金・貸出に関してはさらにハードルが高い。また、本稿は、証券会社が行う自己売買(トレーディング)業務や、銀行が提供するコミットメント・ラインなどにおいても付加価値が生産されていることを指摘したところ、これらへの消費税の課税はほぼ不可能であろう。

消費税が基幹税としての地位を高めるにつれ、「金融取引に対しても付加価値税を課税すべき」との声が増すのは必然かも知れない。だが、そこには執行上の困難が立ちはだかっているのであり、前段階税額控除方式によって付加価値の全てを完全に課税することは、おそらく不可能である。消費税において金融取引をどこまで課税するかは、執行コストとの兼ね合いによる政策判断に委ねるしかないと考える。

2 法適用面

法適用面に関しては、デリバティブ及び多様化した投資商品に関する適用 関係を中心に検討を行った。これらに関しては、「原始的な権利設定」が不課 税取引となること、また、別表第一2号3号(及び施行令9条10条)が幅 広く非課税取引を定めていることから、ほとんどのものが不課税ないし非課 税と解されることになる。但し、「非不」によって課税売上割合が異なる点に 留意が必要である(第2章)。

さらに本稿は、消費税法の非課税規定における「利子」「保険料」の概念について、若干の解釈論的検討を行った。これらについては、消費税法上の「資産の譲渡」「貸付け」「役務の提供」という文言と、消費税が実質的に課税対象とする「付加価値」の折り合いをどう付けるのか、という点が悩ましいところである。そもそも、消費税法においては「付加価値(value added)」の語すら用いられておらず、従って「付加価値」は経済学上の概念として参照する他ないが、金融取引に関しては比較的単純な取引においてすら付加価値の所在が明瞭ではない(第1章)からである。